

—Disclosure—

ディスクロージャー誌 2025

事業のご報告

令和5年度・令和6年度



みちのく村山農業協同組合

J A 綱 領

～ わたしたち J A のめざすもの ～

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、我が国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A みちのく村山は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 7 月 みちのく村山農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A のプロフィール

(令和 7 年 3 月)

◇設 立	平成 7 年 4 月	◇組合員数	11,626 人
◇本店所在地	村山市楯岡北町	◇役員数	28 人 (うち常勤 4 人)
◇出 資 金	22 億円	◇職員数	267 人 (うち正職員 217 人)
◇総 資 産	891 億円	◇支店・営農センター・事業所数	10
◇単体自己資本比率	15.43%		
◇事 業 量			
貯 金	791 億円	長期共済保有高	2,433 億円
貸 出 金	154 億円	短期共済新契約高	10 億円
購買事業取扱高	25 億円		
販売事業取扱高	151 億円 (農協手数料含)		

あいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況	3
5. 農業振興活動	5
6. 地域貢献情報	5
7. リスク管理の状況	5
8. 自己資本の状況	9
9. 主な事業の内容	10

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	13
2. 損益計算書	15
3. 注記表	17
4. 剰余金処分計算書	27
5. 部門別損益計算書	28
6. 財務諸表の正確性にかかる確認	29
7. 会計監査人の監査	29

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	30
2. 利益総括表	30
3. 資金運用収支の内訳	31
4. 受取・支払利息の増減額	31

III 事業の概況

1. 信用事業	32
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金平均残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済取扱実績	40
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	41
(1) 購買事業取扱実績	
① 受託購買品	
② 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
② 買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) その他の事業取扱実績	
IV 経営諸指標	43
1. 利益率	
2. 貯貸率・貯証率	
3. 職員一人当たり指標	
4. 一店舗当たり指標	
V 自己資本の充実の状況	44
1. 自己資本の構成に関する事項	
2. 自己資本の充実度に関する事項	
3. 信用リスクに関する事項	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
7. CVA リスクに関する事項
8. マーケット・リスクに関する事項
9. オペレーショナル・リスクに関する事項
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
12. 金利リスクに関する事項

VI 連結情報

1. グループの概況 59
 - (1) グループの事業系統図
 - (2) 子会社等の状況
 - (3) 連結事業概況
 - (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標
 - (5) 連結貸借対照表
 - (6) 連結損益計算書
 - (7) 連結キャッシュ・フロー計算書
 - (8) 連結注記表
 - (9) 連結剰余金計算書
 - (10) 農協法に基づく開示債権
 - (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

2. 連結自己資本比率の充実の状況 78

【役員等の報酬体系】 81

1. 役員
2. 職員等
3. その他

【JAの概要】 83

1. 機構図
2. 役員構成（役員一覧）
3. 会計監査人の名称
4. 組合員数
5. 組合員組織の状況
6. 特定信用事業代理業者の状況
7. 地区一覧
8. 沿革・あゆみ
9. 店舗等のご案内

あいさつ

組合員の皆様には、常日頃よりみちのく村山農業協同組合事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年は異常気象が続いておりますが、令和 6 年度も農作物の管理には非常に悩まされた年と思われまふ。農業を取り巻く情勢が大きく変化しているなか、あらゆる事態を想定した農業の持続的な発展と食料の安全供給に加え、良質な食料が合理的に供給され続けるための食料安定保障についての考え方が抜本的に強化され、「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正されました。

令和 7 年度は当 J A の「第十次経営管理 3 カ年計画」の中間年度であり、JA みちのく村山合併 3 0 周年という節目の年でもあります。「未来のために～Next Chapter～」のスローガンのもと、「農業生産基盤の強化」「J A 経営基盤の確立・強化」「組合員・地域との結びつき強化」を基本とし、当 J A の自己改革に取り組むことにより地域の発展に貢献してまいりますので、尚一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

みちのく村山農業協同組合

代表理事組合長 三浦 康彦

1. 経営理念

- J A みちのく村山は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎ、地域の皆さまとの共感のなかで、高い倫理観と責任を持ち、心ふれあう地域づくり・地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

〔基本理念〕

人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

〔基本姿勢〕

皆さまから信頼される・地域から必要とされる・社会に誇れる J A をめざします。

〔一般職員の行動指針〕

1. 地域の良さを認識し、農業に夢を持ちます。
2. 地域との交流をはかり、魅力ある J A をつくります。
3. 利用者から信頼されるよう責任ある行動につとめます。
4. 明るい笑顔で、気持ちの良い対応が出来る職員になります。
5. 常に確認を心がけ、目配り・気配り・心配りの出来る職員になります。
6. 報告、連絡、相談を徹底し、正確で敏速な仕事をします。
7. 仕事に責任を持ち、職場を愛せる職員になります。
8. 健康に留意し、明るく活力ある職場を作ります。
9. 常に自己啓発につとめ、知識・技術の向上につとめます。
10. 固定観念にとらわれず、常に改革意識を持ちます。

〔役付職員の行動指針〕

1. 水と緑を守り、地域の核となる J A を実現します。
2. 法令遵守を徹底し、信頼される J A をめざします。
3. 利用者の要望を把握し、事業運営に反映します。
4. 利用者に満足を提供し、地域で一番に選ばれる J A をめざします。
5. 相談機能の強化につとめ、信頼される職員の指導育成につとめます。
6. 常に情報の収集と共有化につとめ、総合事業の力を発揮します。
7. コミュニケーションをはかり、活力ある職場風土を確立します。
8. リーダーシップを発揮し、目標を管理して事業を達成します。
9. 農協運動のリーダーとして、自ら率先して全利用します。
10. 常に問題意識を持ち、改革にチャレンジし職員の模範となります。

〔役員の行動指針〕

1. J A の基本理念に基づき、責任ある組合運動の前進につとめます。
2. 法令遵守を徹底し、健全経営につとめます。
3. 自ら率先して全利用します。
4. 役員としての責務を自覚し、積極的な発言と自己研磨につとめます。
5. 地域資源の総点検と、中山間地の特性を活かした農業振興につとめます。
6. 職員との信頼関係を密にし、時代の変化にあった経営管理を実行します。
7. 組合員・利用者の意思反映につとめます。
8. 高齢者社会への対応と、後継者の育成につとめます。
9. 地産地消を推進し、自給率向上につとめます。
10. 水と緑を守り、地域の恵みを情報発信します。

2. 経営方針

◇自己改革の実践と健全経営の為の取り組み

「めざす姿」として「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての役割発揮」に向け、総合事業の強みを活かし地域に根ざし自己改革の実践と持続可能な経営基盤を確立し、収益性や経営の健全確保に取り組んでまいります。

また、より健全性の高い経営基盤の強化につとめ、業務の改善や不祥事の未然防止をはかるため内部統制の整備・運用状況を点検し、必要な改善提案を行ってまいります。

◇組合員と消費者の満足度向上

健康志向が進み、「安全、安心」や、生活上のゆとりを重視する傾向が強くなっています。組合員と利用者のニーズに応えた、真心のこもったサービスの提供につとめます。

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興につとめ、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組めます。また、活力ある地域農業維持・発展に向けて、担い手の育成をはかりながら、地域がかかえる問題への対応につとめ、農業者の所得と生産性の高い産地づくりにつとめます。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開をはかり、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より便利でより安心な J Aバンクをめざします。また、J Aバンクならではの総合事業を活かした情報発信と相談機能を強化し、農業・地域・くらしのメインバンクとして、組合員・利用者に信頼される金融機関を目指します。

◇共済事業部門

常に組合員・利用者に寄り添い、安心を届け、農業・地域社会とより広く・より深く繋がっていくことで、新たな生活様式に対応した保証・サービスの提供を行ってまいります。また、こてまでの「ひと・いえ・くるま」に続く第4の柱として「農業保障の取り組み強化」を実践し、農業・地域への貢献につとめてまいります。

3. 経営管理体制

当 J A は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部などから理事の登用を行っています。信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。また、当 J A は農業組織代表者による意見を聴取し業務執行を機動的に行うために、組合長が任命する運営委員会を設置し、意思を広範に反映する体制をとっています。

4. 事業の概況

第十次経営管理3カ年計画の初年度にあたる令和6年度は、「未来のために～Next Chapter～(次の章へ)」のスローガンのもと、持続可能な地域社会と「めざす姿」の実現に向け「農業生産基盤の強化」「JA 経営基盤の確立・強化」「組合員・地域との結びつき強化」を活動の3本柱とし、各事業の重点項目の実践により、当管内の「食」と「農」を守り、持続可能な農業の実現と豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現に向け、協同組合としての役割に取り組んできました。

○営農販売・畜産事業

1. 米 穀

販売高 4,752,124 千円

6年産米集荷実績 248,969.0 俵（加工用米・備蓄米・輸出用米・飼料用米含め）

カントリーエレベーター利用実績 539 名・84,992.6 俵

管内水稻育苗施設取扱実績 118,193 枚

2. 野果菜

販売高 3,855,671 千円

（大玉すいか 3,471,627 千円、小玉すいか 71,408 千円、トマト 63,664 千円、
きゅうり 88,934 千円、アスパラガス 23,814 千円、その他 136,224 千円）

3. 果 樹

販売高 491,981 千円

（さくらんぼ 286,657 千円、もも 102,011 千円、りんご 43,227 千円、
西洋梨 22,900 千円、その他 37,186 千円）

4. 花 卉

販売高 150,665 千円

（ストック 49,834 千円、啓翁桜 17,057 千円、孔雀草 27,106 千円、
その他 56,668 千円）

5. 畜 産

販売高 5,534,547 千円

（肉用牛 4,112,965 千円、子牛 1,146,269 千円、肉豚 4,210 千円、
生乳 87,489 千円、その他 183,614 千円）

○経済事業

1. 生産資材

買取購買品供給高 3,610,956 千円

2. 生活事業

買取購買品供給高 466,163 千円

3. 特販事業

供給高 1,155,568 千円

○信用事業

1. 貯 金

通期平均残高 806 億 4,102 万円

2. 融 資

通期平均残高 152 億 9,392 万円

3. 預 金

通期平均残高 525 億 9,384 万円

4. 有価証券

通期平均残高 74 億 8,175 万円

○共済事業

1. 支払共済金 38 億 3,521 万円、7,826 件

○監 査

監事監査および外部監査（公認会計士監査等）と相互に連携をはかりながら、被監査部署における改善状況について厳格な検証につとめました。

また、内部監査実施計画に基づき、全部署について年 1 回以上の業務監査のほか、無通告監査を実施し内部統制強化につとめました。

○経営管理

経営基盤の確立・強化に向け、貸出審査の厳格化、リスク管理債権の圧縮・回収につとめたほか、受託組織会計の管理状況と内部統制運用状況の点検を実施しました。

また、職場パソコンのみの利用としていたグループウェア（スケジュール管理・メッセージ送受信）を、自宅からも利用可能としました。

○管 理

第十次経営管理 3 カ年計画の初年度となる令和 6 年度は、地域に根ざした協同組合として経営基盤の確立、財務体制の強化、人材確保・育成につとめ、職場環境の整備と事業利益の確保に取り組みました。経営総合企画室と連携してコンプライアンス体制秩序の確保につとめました。

財務面では引き続き固定比率の 100%以上（令和 7 年 3 月末 118.16%）を維持することができ、収支構造の取り組みとして関係部署と連携し損益管理の徹底と適切な費用支出と会計処理につとめました。また、固定資産について会計上のルールにより減損会計を行い、厳格な資産査定の実施と償却・引当の適切さを検証し財務の健全性を維持しました。また、遊休資産および賃貸資産の早期処分に向け売却交渉を継続して実施してきたほか、職員のコスト削減意識を高め、経費削減運動を展開するなど経費削減に取り組みました。

職員教育においては、階層別によるコンプライアンス研修会の実施や交替勤務・各研修会等への参加により人材育成に取り組んだほか、計画的な資格取得を促し各人のスキルアップにつとめてきました。また、職員の「健康経営」にも取り組み、業績向上、組織価値向上につなげることをめざしました。そのほか、有給休暇の 5 日以上の取得につとめ、ノー残業デーの拡大・時間外労働の削減を徹底するなどして職場環境を整備しました。

5. 農業振興活動

1. 青年部については、手作り看板を作成、設置し青年部活動や安全・安心な農畜産物のPRを行いました。
2. 女性部については、“つながろう”活動として「グラウンドゴルフ大会」の開催や、“まもろう”活動として「フードドライブ」に取り組みました。また、健康管理活動の一環として、脳ドック健診を実施し、健康寿命への関心を高めました。その他、“かかわろう”活動としてJAグループへの県要請集会、JA山形県大会に参加しました。

6. 地域貢献情報

1. 地域に根ざした組織活動の活発化をはかり、生活改善および生活向上をめざし地域活性化につとめました。
2. 利用者や組合員に対し、必要な情報の提供と事業の案内のため、経済渉外活動を中心とした総合的な訪問活動を行いました。
3. 「みちのく葬祭ホールやすらぎ」を葬祭事業の拠点とし、さらに「やすらぎ東根村山ホール」と連携することで、組合員サービスと利用者の満足度の向上をはかりました。
4. ふれあい食材宅配事業の拡大につとめ、利用者の食生活の向上をはかりました。
5. 危険な場所へのカーブミラー贈呈により、地域の交通安全事故防止対策に貢献しました。
6. 道の駅でのイベント開催や、加工事業製品の積極的な販売により、地元の農産物や物産品の宣伝を行いました。
7. 「経営者保証に関するガイドラインにおける当組合の対応について」の取組方針をホームページに公表しております。

7. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

また、昨今の国債情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマ

ネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査室を設置し各支店と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減につとめています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用につとめるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進につとめるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決をはかります。

当JAの苦情等受付窓口

電話：0237-55-6311 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、外部機関を利用しています。

・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター（電話：023-635-3648）

① の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、期中及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じることにしています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 3 月末における自己資本比率は、15.43%でした。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	みちのく村山農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,222 百万円（前年度 2,255 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化をはかっております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などのいわゆる銀行業務を行っています。ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより地域社会の発展のため貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスにつとめています。

〔共済事業〕

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、「交通安全活動」等の取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりへの貢献を継続します。

◇ＪＡ共済の仕組み

ＪＡ共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当ＪＡ管内において生産された米、野菜、果樹等から特に選りすぐったものを「ＪＡみちのく村山ブランド」として認証しています。また、「地産地消」の取り組みとして、産地直売店舗を開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

◇購買事業

農業資材を中心とした品揃えの充実と営農資材情報提供など、組合員の新たなニーズに対応した「ＪＡグリーン」の設置により、組合員サービスをはかり事業拡大につとめています。ＪＡグリーンでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

（２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024 年 3 月末現在で 4,785 億円となっています。

【経営資料】Ⅰ 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
1 信用事業資産	73,211,309	72,664,481
(1) 現金	298,725	289,466
(2) 預金	50,906,799	51,128,654
系統預金	50,885,423	51,088,037
系統外預金	21,375	40,617
(3) 有価証券	6,312,590	5,801,318
国債	4,736,990	4,677,230
地方債	300,000	199,948
受益証券	1,275,600	924,140
(4) 貸出金	15,707,547	15,430,485
(5) その他の信用事業資産	88,562	96,718
未収収益	78,810	90,147
その他の資産	9,752	6,571
(6) 貸倒引当金	△ 102,913	△ 82,160
2 共済事業資産	153	239
(1) その他の共済事業資産	153	239
3 経済事業資産	3,809,882	4,926,629
(1) 経済事業未収金	1,203,258	1,493,346
(2) 経済受託債権	1,531,145	2,447,049
(3) 棚卸資産	753,307	682,258
購買品	740,116	680,896
その他の棚卸資産	13,191	1,362
(4) その他の経済事業資産	349,475	343,589
預託家畜	309,273	319,775
その他の資産	40,201	23,814
(5) 貸倒引当金	△ 27,303	△ 39,613
4 雑資産	225,291	237,018
(1) 雑資産	225,410	237,128
(2) 貸倒引当金	△ 119	△ 111
5 固定資産	4,661,791	4,596,153
(1) 有形固定資産	4,647,993	4,579,521
建物	7,891,100	7,718,397
機械装置	2,073,742	2,033,582
土地	2,362,802	2,356,895
その他の有形固定資産	1,674,761	1,458,638
減価償却累計額	△ 9,354,412	△ 8,987,991
(2) 無形固定資産	13,798	16,632
その他の無形固定資産	13,798	16,632
6 外部出資	5,441,280	6,420,550
(1) 外部出資	5,441,280	6,420,550
系統出資	5,192,695	6,171,695
系統外出資	178,535	178,805
子会社等出資	70,050	70,050
7 繰延税金資産	294,299	279,303
資産の部合計	87,644,005	89,124,373

(単位：千円)

科 目 (負 債 の 部)	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
1 信用事業負債	78,254,429	79,488,864
(1) 貯 金	78,012,717	79,121,972
(2) 借 入 金	8,470	-
(3) その他の信用事業負債	233,243	366,892
未 払 費 用	1,984	12,915
そ の 他 の 負 債	231,259	353,977
2 共 済 事 業 負 債	407,618	389,366
(1) 共 済 資 金	190,004	179,660
(2) 未経過共済付加収入	217,615	209,707
3 経 済 事 業 負 債	1,625,426	2,560,504
(1) 経 済 事 業 未 払 金	436,708	396,127
(2) 経 済 受 託 債 務	1,153,088	2,148,706
(3) その他の経済事業負債	35,629	15,671
4 雑 負 債	317,081	298,756
(1) 未 払 法 人 税 等	13,000	5,500
(2) 資 産 除 去 債 務	13,099	13,351
(3) そ の 他 の 負 債	290,982	279,905
5 諸 引 当 金	935,274	781,533
(1) 賞 与 引 当 金	36,542	30,950
(2) 退 職 給 付 引 当 金	865,794	712,980
(3) 役員退職慰労引当金	32,938	37,603
6 再評価に係る繰延税金負債	293,810	299,814
負 債 の 部 合 計	81,833,639	83,818,836
科 目 (純 資 産 の 部)	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
1 組 合 員 資 本	6,318,072	6,336,041
(1) 出 資 金	2,255,340	2,221,584
(2) 利 益 剰 余 金	4,088,718	4,142,792
利 益 準 備 金	2,566,000	2,616,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,522,718	1,526,792
特 別 積 立 金	582,880	582,880
施 設 強 化 対 策 積 立 金	310,000	350,000
農 業 経 営 支 援 積 立 金	45,000	65,000
経 営 安 定 対 策 積 立 金	160,000	220,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	424,838	308,912
(う ち 当 期 剰 余 金)	(243,790)	83,274
(3) 処 分 未 済 持 分	△ 25,986	△ 28,335
2 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 507,706	△ 1,030,504
(1) その他有価証券評価差額金	△ 861,192	△ 1,372,192
(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	353,486	341,688
純 資 産 の 部 合 計	5,810,366	5,305,537
負債および純資産の部合計	87,644,005	89,124,373

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自：令和5年4月1日) (至：令和6年3月31日)	令和6年度 (自：令和6年4月1日) (至：令和7年3月31日)
1 事業総利益	2,347,723	2,263,257
事業収益	5,899,873	5,936,823
事業費用	3,552,150	3,673,566
(1) 信用事業収益	553,348	617,704
資金運用収益	495,081	547,556
(うち預金利息)	(243,789)	(320,378)
(うち有価証券利息)	(48,688)	(49,154)
(うち貸出金利息)	(198,827)	(178,024)
(うちその他受入利息)	(3,777)	(-)
役務取引等収益	25,038	30,153
その他経常収益	33,228	39,996
(2) 信用事業費用	170,999	201,829
資金調達費用	4,548	43,753
(うち貯金利息)	(3,912)	(43,125)
(うち給付補填備金繰入)	(618)	(624)
(うち借入金利息)	(19)	(4)
役務取引等費用	11,303	11,428
その他事業直接費用	77,450	77,550
その他経常費用	77,698	69,098
(うち貸倒引当金)	(△ 9,812)	(△ 20,753)
信用事業総利益	382,349	415,875
(3) 共済事業収益	573,411	543,402
共済付加収入	545,462	514,463
その他の収益	27,949	28,940
(4) 共済事業費用	33,437	32,196
共済推進費	26,094	24,681
その他の費用	7,344	7,515
共済事業総利益	539,974	511,206
(5) 購買事業収益	2,744,920	2,650,634
購買品供給高	2,563,004	2,468,369
購買品手数料	59,748	61,836
その他の収益	122,168	120,429
(6) 購買事業費用	2,140,861	2,153,503
購買品供給原価	2,110,277	2,086,451
購買品供給費	6,814	6,844
その他の費用	23,770	60,208
(うち貸倒引当金)	(△ 8,626)	(12,649)
購買事業総利益	604,059	497,130
(7) 販売事業収益	422,010	404,939
販売手数料	342,555	332,326
その他の収益	79,455	72,614
(8) 販売事業費用	20,120	20,063
販売費	14,448	12,529
その他の費用	5,672	7,534
(うち貸倒引当金)	(△ 1,061)	(△ 339)
販売事業総利益	401,890	384,876

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自：令和5年4月1日) (至：令和6年3月31日)		令和6年度 (自：令和6年4月1日) (至：令和7年3月31日)	
(9) 特販事業収益	999,198		1,070,078	
(10) 特販事業費用	849,534		929,746	
特販事業総利益	149,664		140,332	
(11) 保管事業収益	82,311		91,851	
(12) 保管事業費用	7,937		8,468	
保管事業総利益	74,374		83,383	
(13) その他事業収益	498,778		531,312	
(14) その他事業費用	279,678		277,095	
その他事業総利益	219,100		254,217	
(15) 指導事業収入	25,897		26,903	
(16) 指導事業支出	49,583		50,666	
指導事業収支差額	△ 23,686		△ 23,763	
2 事業管理費	2,242,701		2,220,396	
(1) 人件費	1,553,397		1,516,832	
(2) 業務費	75,303		78,039	
(3) 諸税負担金	61,326		58,372	
(4) 施設費	548,055		561,929	
(5) その他事業管理費	4,609		5,224	
事業利益	105,023		42,861	
3 事業外収益	171,115		109,630	
(1) 受取雑利息	2,091		2,090	
(2) 受取出資配当金	95,304		40,845	
(3) 賃貸料	41,258		42,381	
(4) 貸倒引当金戻入益	18		8	
(5) 雑収入	32,444		24,305	
4 事業外費用	50,211		49,024	
(1) 寄付金	260		463	
(2) 貸与資産費用	42,999		41,233	
(3) 貸倒引当金戻入額	-		-	
(4) 雑損失	6,952		7,328	
経常利益	225,927		103,467	
5 特別利益	10,157		6,434	
(1) 固定資産処分益	-		6,434	
(2) その他特別利益	10,157		-	
6 特別損失	11,967		8,441	
(1) 固定資産処分損	6,667		90	
(2) 固定資産圧縮損	-		2,851	
(3) 減損損失	5,300		5,501	
(4) 外部出資評価損	-		-	
(5) その他特別費用	-		-	
税引前当期利益	224,117		101,460	
法人税、住民税および事業税	23,285		4,834	
法人税等調整額	△ 42,958		13,352	
法人税等合計	△ 19,673		18,185	
当期剰余金	243,790		83,274	
当期首繰越剰余金	140,167		181,488	
農業経営支援積立金取崩額	40,000		40,000	
経営安定対策積立金取崩額	-		-	
土地再評価差額金取崩額	885		4,150	
当期未処分剰余金	424,838		308,912	

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

I 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】
1. 次に掲げるものの評価基準および評価方法 (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法 ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） ② 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 ③ その他有価証券 ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法 ・購買品（肥料、農薬、出荷資材、温床資材の数量管理品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・購買品（上記以外） 売価還元法による低価法 ・その他の棚卸資産 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、次の資産については、定額法を採用している。 ・平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物 ・村山市中央ントリーエレベーター（以下、「CE」という）、大高根CE、尾花沢CE、大石田CE、水稻育苗施設、果実選果施設、東部すいか選果施設、西部すいか選果施設にかかる資産 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却している。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法を採用している。 3. 引当金（農協法第 11 条の 34 第 1 項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準 (1) 貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上している。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における 平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定している。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、担当部署から独立した管理部等が査定結果を検証している。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上している。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上している。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおり。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 特販事業

〔オンラインショップにかかる取引〕

組合員が生産した農畜産物を一般消費者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

〔ふるさと納税にかかる取引〕

管内市町への当該市町外の在住者による納税に対して、組合員が生産した農畜産物等を返礼品として供給する事業であり、当組合は管内市町との契約に基づき、当該納税者に対して返礼品を引き渡す義務を負っている。この管内市町に対する履行義務は、当該納税者に対する返礼品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

④ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識している。

⑤ その他事業（うち、カントリー事業・すいか選果施設事業）

CE・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

⑥ その他事業（うち、道の駅事業）

組合員が生産した農畜産物および取引業者から受入れた商品を一般消費者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式である。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示している。

なお、取引はあるが期末に残高がない科目については、表示しない。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っている。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「ＪＡ共同計算」を行っており、「ＪＡ共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れている。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上している。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上している。

当組合では、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、月次において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っている。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産 預託家畜勘定に計上している。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保している。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益 その他の収益に計上している。

なお、素牛の導入時に、落札価格に対する販売手数料を加味して預託家畜残高を計上するとともに、素牛の販売時に、販売代金から当組合が受け取る販売手数料等を控除した残額を精算金として当該組合員に支払っている。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

Ⅱ【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 280,039 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年6月の第29回通常総代会において設定した「第十次経営管理3カ年計画」を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 5,501 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年6月の第29回通常総代会において設定した「第十次経営管理3カ年計画」を基礎として算出しており、3カ年計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 121,884 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算定方法

「Ⅰ【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 3. 引当金の計上基準」の(1)貸倒引当金に記載している。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

(iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績悪化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

Ⅲ【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,809,587 千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物 901,953 千円 機械装置 1,567,174 千円 土地 30,163 千円

その他の有形固定資産 310,298 千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、8,000,000 千円を J A バンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、2,500,000 千円を為替決済の担保に、それぞれ供している。また、各種団体等に雑資産 差入保証金勘定にて 8,550 千円を差し入れている。

3. 子会社等に対する金銭債権および債務

子会社等に対する金銭債権の総額 304,409 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 103,300 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

農業協同組合法施行規則により、注記は不要とされるもの以外の理事、監事に対する金銭債権、金銭債務はない。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 363 千円、危険債権額は 674,787 千円である。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権である。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く)である。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はない。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものである。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものである。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は 675,150 千円である。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

・再評価を行った年月日

平成 12 年 3 月 31 日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

289,218 千円

・同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出した。

IV【損益計算書に関する注記】

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額

44,873 千円

うち事業取引高

7,265 千円

うち事業取引以外の取引高

37,607 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

94,894 千円

うち事業取引高

65,379 千円

うち事業取引以外の取引高

29,516 千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用共済事業は支店ごとに、経済事業所（グリーン店舗含む）、葬祭ホールやすらぎ、道の駅尾花沢ねまる等は店舗・施設ごとに一般資産としてグルーピングしている。

また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としている。

本店、零温雪室倉庫、果実選果施設、西部すいか選果施設は、当該資産の将来キャッシュ・フローだけで投資額を回収することを前提としていないため全体の共用資産と認識している。また、各地区の営農センター、農業関連施設(CE、育苗センター、東部すいか選果施設等)は地区共用資産と認識している。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおり。

店舗・施設、場所	用途	種類	その他
道の駅尾花沢ねまる	一般	器具備品	
村山市中央 2 丁目の土地	遊休	土地	
戸沢農産加工所	遊休	建物、建物付属設備、構築物、機械装置、土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

道の駅尾花沢ねまるは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあり、投資額の回収が見込まれないことから減損損失として認識した。

村山市中央 2 丁目の土地については遊休資産として管理しているが、時価の下落を受け、当該減少額を減損損失として認識した。

また、戸沢農産加工所については、令和 7 年 3 月に事業を廃止し、今後の活用に見込みがないことから遊休資産とし、処分可能額で評価し簿価との差額を減損損失として認識した。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

道の駅尾花沢ねまる558 千円（器具備品 558 千円）

村山市中央 2 丁目の土地16 千円（土地 16 千円）

戸沢農産加工所4,926 千円（建物 51 千円、建物付属設備 122 千円、構築物 644 千円、機械装置 321 千円、土地 3,788 千円）

(合計)5,501 千円

(4) 回収可能額の算定方法

上記施設の回収可能価額は正味売却価額を採用している。

V【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っている。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。

有価証券は、債券、投資信託であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されている。また、営業債権である経済事業未収金および経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめている。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめている。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、貸出金、貯金である。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が42,721千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	51,128,654	51,012,997	△115,658
有価証券（満期保有目的の債券）	199,948	190,700	△9,248
有価証券（その他有価証券）	5,601,370	5,601,370	—
貸出金	15,430,485		
貸倒引当金（＊1）	△82,160		
貸倒引当金控除後	15,348,325	15,269,269	△79,056
経済事業未収金ほか			
経済事業未収金	1,493,346		
経済受託債権	2,447,049		
預託家畜	319,775		
小計	4,260,170		

貸倒引当金（＊２）	△39,613		
貸倒引当金控除後	4,220,557	4,220,557	—
（資産計）	76,498,854	76,294,893	△203,961
貯金	79,121,972	78,943,105	△178,867
経済受託債務	2,148,706	2,148,706	-
（負債計）	81,270,678	81,091,811	△178,867

＊１ 貸出金に対する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除している。

＊２ 経済事業に関連する貸倒引当金は、勘定科目ごとに分割して計上していないため、一括で時価情報を開示している。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用している。地方債や社債については、公表された相場価格を用いている。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっている。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっている。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

⑥ 預託家畜

預託家畜については、個別法による原価法を採用している。なお、収益性の低下による簿価の引き下げをしているため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっている。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価格から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,420,550

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	51,128,654	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	—	—	774,400	—	149,740	5,800,000
貸出金(*2、*3)	3,220,262	1,151,039	1,012,017	924,035	805,565	8,291,124
経済事業未収金ほか(*4、*5)	4,202,988	—	—	—	—	—
合計	58,551,904	1,151,039	1,786,417	924,035	955,305	14,291,124

*1 元本(額面)で記載しているため、貸借対照表価額とは一致しない。

*2 貸出金のうち、当座貸越1,942,122千円については「1年以内」に含めている。また、期限のない場合は「5年超」に含めている。

*3 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等26,444千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

*4 経済事業未収金ほかのうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権57,182千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

*5 時価情報の開示に合わせて表示している。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	74,785,545	1,086,905	2,092,716	466,284	682,327	8,195
経済受託債務	2,148,706	-	-	-	-	-
合計	76,934,251	1,086,905	2,092,716	466,284	682,327	8,195

*貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含め

VI【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりである。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	199,948	190,700	△9,248

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評価差額(*)
--	----	----------	------------	---------

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	313,560	299,778	13,782
	小計	313,560	299,778	13,782
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	4,363,670	5,473,784	△1,110,114
	受益証券	924,140	1,200,000	△275,860
	小計	5,287,810	6,673,784	△1,385,974
合計		5,601,370	6,973,562	△1,372,192

* 上記の差額である△1,372,192 千円を「その他有価証券評価差額金」として計上している。

- (3) 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はない。

- (4) 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券は次のとおりである。

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
受益証券	222,450	－	77,550

- (5) 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はない。

- (6) 当期中に減損処理を行った有価証券

当期中に減損処理を行った有価証券はない。

VII【退職給付に関する注記】

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用している。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用している。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	865,794 千円
退職給付費用	92,530 千円
退職給付の支払額	△147,226 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△25,843 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△72,275 千円
期末における退職給付引当金	712,980 千円

- (3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,685,774 千円
確定給付型年金制度	△692,930 千円
特定退職金共済制度	△279,864 千円
退職給付引当金	712,980 千円

- (4) 退職給付に関する損益

勤務費用	92,530 千円
退職給付費用	92,530 千円

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 19,559 千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、136,662 千円となっている。

VIII【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	201,939 千円
貸倒引当金	15,657 千円
賞与引当金	8,561 千円
役員退職慰労引当金	10,672 千円
その他有価証券評価差額金	389,428 千円
減損損失	95,078 千円
外部出資評価損	12,552 千円
資産除去債務	3,789 千円
その他	<u>61,656 千円</u>
繰延税金資産小計	799,332 千円
評価性引当額	<u>△519,293 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	280,039 千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△667 千円
有形固定資産 (除去費用)	<u>△69 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△736 千円</u>

繰延税金資産の純額 (A) + (B) 279,303 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

決定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.60%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.16%
住民税均等割額	4.44%
評価性引当額の増減	△6.32%
税率変更にもなう影響	△5.60%
その他	1.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.92%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなった。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.66% から 28.38% に変更となった。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は 5,680 千円増加し、法人税等調整額は同額減少している。また、再評価に係る繰延税金負債は 7,606 千円増加し、土地再評価差額は同額減少している。

IX【収益認識に関する注記】

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 4. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

X【その他の注記】

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上している。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上している。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 35 年～45 年、割引率は 2.31%～2.385%を採用している。

③ 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,099 千円
時の経過による調整額	252 千円
期末残高	<u>13,351 千円</u>

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	424,838,002	308,912,411
2 剰余金処分額	243,349,576	148,942,737
（1）利益準備金	50,000,000	17,000,000
（2）任意積立金	160,000,000	110,000,000
施設強化および修繕強化対策積立金	40,000,000	30,000,000
農業経営支援積立金	60,000,000	50,000,000
経営安定対策積立金	60,000,000	30,000,000
（3）出資配当金	33,349,576	21,942,737
3 次期繰越剰余金	181,488,426	159,969,674

(注1) 出資配当金は、年1.0%の割合とし、期中の増減については日数割とする。

(注2) 任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。

(注3) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善事業の費用にあてるための繰越額5,000,000円が含まれている。

【別表】

(単位：円)

種 類	積立目的	積立目標額	当期積立金	積立累計額	取崩基準
施設強化および修繕強化対策積立金	施設強化および修繕にかかる設備投資等への積立金	500,000,000	30,000,000	380,000,000	目的のため支出した費用相当額を当該事業年度に取り崩す。
農業経営支援積立金	農業振興および農業経営支援のための積立金	150,000,000	50,000,000	115,000,000	生産施設、資材費大口対策等に助成を行ったとき、また自然災害等不測の事態により甚大な被害が発生し、助成措置が必要なとき当該事業年度に取り崩す。
経営安定対策積立金	会計基準（税効果会計、減損会計、資産除去債務会計等）への対応および経営基盤に影響を与える将来的なリスク発生に備えるための積立金	350,000,000	30,000,000	250,000,000	会計基準への対応により多額の負担が生じたときや、資産の償却および有価証券の運用による多額の損失が発生したとき、感染症や災害等により多額の損失が発生したとき当該事業年度に取り崩す。

5. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	5,936,823	617,704	543,402	2,458,376	2,290,437	26,903	
事業費用②	3,673,566	201,829	32,196	1,425,707	1,963,167	50,666	
事業総利益③ (①－②)	2,263,257	415,875	511,206	1,032,669	327,270	△ 23,763	
事業管理費④	2,220,396	292,373	286,668	1,149,821	401,154	90,379	
(うち減価償却費⑤)	290,812	15,000	7,298	242,443	25,511	559	
(うち人件費⑤')	1,516,832	225,870	235,700	688,119	285,856	81,287	
※うち共通管理費⑥		71,689	79,613	227,255	76,462	8,388	△ 463,407
※うち減価償却費⑦		4,770	5,298	15,122	5,088	558	△ 30,836
※うち人件費⑦'		50,799	56,415	161,035	54,182	5,944	△ 328,374
事業利益⑧ (③－④)	42,861	123,502	224,538	△ 117,152	△ 73,884	△ 114,143	
事業外収益⑨	109,630	14,634	13,993	54,524	21,480	4,999	
※うち共通分⑩		3,008	3,340	9,534	3,208	352	△ 19,441
事業外費用⑪	49,024	8,418	6,353	21,904	10,097	2,252	
※うち共通分⑫		1,573	1,747	4,986	1,678	184	△ 10,168
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	103,467	129,717	232,178	△ 84,532	△ 62,502	△ 111,395	
特別利益⑭	6,434	922	928	2,973	1,303	306	
※うち共通分⑮		178	198	564	190	21	△ 1,150
特別損失⑯	8,441	1,231	1,176	3,847	1,727	460	
※うち共通分⑰		230	256	730	246	27	△ 1,488
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭＋⑯)	101,460	129,408	231,931	△ 85,406	△ 62,926	△ 111,548	
営農指導事業分配賦額⑲		20,280	24,920	50,386	15,963	△ 111,548	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	101,460	109,129	207,011	△ 135,792	△ 78,889		

※⑥、⑦、⑦'、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1 共通管理費等および営農指導事業の他部署への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業管理費割、事業総利益割の平均値を配賦基準とした。

(2) 営農指導事業

営農指導事業を除く事業総利益割を配賦基準とした。

2 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：％)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	15.47%	17.18%	49.04%	16.50%	1.81%	100.00%
営農指導事業	18.18%	22.34%	45.17%	14.31%		100.00%

6. 財務諸表の正確性にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部監査体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 7 月

みちのく村山農業協同組合

代表理事組合長 三浦 康彦

7. 会計監査人の監査

令和 5 年度及び令和 6 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円・口・人・%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	6,674,726	5,983,807	5,864,507	5,899,873	5,936,823
信用事業収益	634,319	621,363	576,255	553,348	617,704
共済事業収益	717,098	690,277	637,289	573,411	543,402
農業関連事業収益	3,765,461	2,521,450	2,280,949	3,201,885	2,485,279
その他事業収益	1,557,848	2,150,717	2,370,013	1,571,229	2,290,437
経常利益	114,998	221,363	137,115	225,927	103,467
当期剰余金	66,235	△ 186,151	54,072	243,790	83,274
出資金	2,329,518	2,303,049	2,273,637	2,255,340	2,221,584
（出資口数）	(776,506)	(767,683)	(757,879)	(751,780)	(740,528)
純資産額	6,686,177	6,215,859	5,889,285	5,810,366	5,305,537
総資産額	85,838,154	86,676,519	86,462,168	87,644,005	89,124,373
貯金等残高	75,968,921	76,827,207	77,114,835	78,012,717	79,121,972
貸出金残高	15,666,716	15,799,283	15,738,015	15,707,547	15,430,485
有価証券残高	6,571,950	7,338,280	6,991,270	6,312,590	5,801,318
剰余金配当金額	34,742	—	22,521	33,350	21,943
出資配当額	34,742	—	22,521	33,350	21,943
事業利用分当額	—	—	—	—	—
職員数	327	307	289	275	267
単体自己資本比率	15.27	14.96	15.14	15.52	15.43

(注) 1. 経常利益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	490,584	503,803	13,219
役務取引等収支	13,735	18,725	4,990
その他信用事業収支	△ 44,470	△ 106,652	△ 62,182
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	426,819 (0.58)	444,977 (0.57)	18,158 (△ 0.01)
事業粗利益 （事業粗利益率）	2,347,723 (2.68)	2,263,257 (2.54)	△ 84,466 (△ 0.14)
事業純益	105,022	42,861	△ 62,161
実質事業純益	105,022	42,861	△ 62,161
コア事業純益	105,022	42,861	△ 62,161
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）	27,572	△ 34,689	△ 62,261

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	74,766,796	495,081	0.662	75,369,505	547,556	0.726
うち預金	51,455,294	247,566	0.481	52,593,842	320,378	0.609
うち有価証券	7,564,626	48,688	0.644	7,481,746	49,154	0.657
うち貸出金	15,746,875	198,827	1.263	15,293,917	178,024	1.164
資金調達勘定	79,934,111	4,548	0.006	80,649,135	43,753	0.054
うち貯金・定期積金	79,913,379	4,530	0.006	80,641,015	43,749	0.054
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	20,732	19	0.090	8,120	4	0.052
総資金利ざや	—	—	0.652	—	—	0.644

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、励金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
	増減額	増減額
受取利息	△ 22,493	52,474
うち預金	△ 17,183	72,812
うち有価証券	△ 549	466
うち貸出金	△ 4,761	△ 20,804
支払利息	△ 1,426	39,205
うち貯金・定期積金	△ 1,414	39,219
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△ 11	△ 14
差 引	△ 21,067	13,270

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
流動性貯金	40,182	(50.2)	43,024	(53.3)	2,842
定期性貯金	38,938	(48.7)	37,601	(46.6)	△ 1,337
その他の貯金	792	(0.9)	14	(0.0)	△ 778
計	79,913	(100.0)	80,639	(100.0)	726
譲渡性貯金	0	0	0	0	0
合 計	79,913	(100.0)	80,639	(100.0)	725

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
定期貯金	38,233	(98.1)	36,938	(98.2)	△ 1,295
うち固定金利定期	38,231	(99.9)	36,935	(99.9)	△ 1,296
うち変動金利定期	1	(0.0)	2	(0.0)	1

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
手形貸付	0	(0.0)	0	(0.0)	0
証書貸付	12,642	(80.2)	12,940	(84.5)	298
当座貸越	2,448	(15.5)	2,024	(13.2)	△ 424
割引手形	0	(0.0)	0	(0.0)	0
金融機関貸付	655	(4.1)	333	(2.1)	△ 322
合 計	15,746	(100.0)	15,299	(100.0)	△ 447

(注) () 内は構成比です。

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
固定金利貸出	6,823	(43.3)	6,651	(43.4)	△ 172
変動金利貸出	6,455	(40.9)	6,286	(41.0)	△ 169
その他	2,467	(15.6)	2,360	(15.4)	△ 107
合 計	15,746	(100.0)	15,299	(100.0)	△ 447

(注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金	70	53	△ 17
有価証券	0	0	0
動 産	0	0	0
不動産	0	0	0
工 場	0	0	0
財 団	0	0	0
船 舶	0	0	0
その他担保物	6	2	△ 4
小 計	76	55	△ 21
保 証	10,496	10,991	495
農業信用基金協会	7,817	8,172	355
県保証センター	0	0	0
信 用	5,134	4,383	△ 751
合 計	15,707	15,430	△ 277

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度		令和6年度		増 減
近代化	357	(2.2)	358	(2.3)	1
その他制度資金	98	(0.6)	85	(0.5)	△ 13
農業設備	864	(5.5)	834	(5.4)	△ 30
農業運転	2,433	(15.4)	2,116	(13.7)	△ 317
事業設備	579	(3.6)	534	(3.4)	△ 45
事業運転	3,613	(23.0)	3,275	(21.2)	△ 338
住宅関連	6,876	(43.7)	7,341	(47.5)	465
生活関連	828	(5.2)	836	(5.4)	8
その他	55	(0.3)	48	(0.3)	△ 7
合 計	15,707	(100.0)	15,430	(100.0)	△ 277

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度		令和6年度		増 減
農業	4,606	(29.3)	4,212	(27.3)	△ 394
林業	1	(0.0)	98	(0.6)	97
水産業	1	(0.0)	2	(0.0)	1
製造業	1,362	(8.6)	1,432	(9.2)	70
鉱業	79	(0.5)	76	(0.4)	△ 3
建設業	570	(3.6)	682	(4.4)	112
不動産業	4	(0.0)	3	(0.0)	△ 1
電気・ガス・熱供給・水道業	37	(0.2)	39	(0.2)	2
運輸・通信業	127	(0.8)	162	(1.0)	35
卸売・小売業・飲食店	78	(0.4)	80	(0.5)	2
サービス業	2,635	(16.7)	2,454	(15.9)	△ 181
金融・保険業	747	(4.7)	571	(3.7)	△ 176
地方公共団体	2,888	(18.3)	2,771	(17.9)	△ 117
その他	2,564	(16.3)	2,840	(18.4)	276
個人	2,527	(16.0)	2,786	(18.0)	259
法人	37	(0.2)	54	(0.3)	17
合 計	15,707	(100.0)	15,430	(100.0)	△ 277

(注) () 内は構成比です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
耕作	488,932	494,488	6
野菜・園芸	164,676	151,393	△ 13
果樹・樹園農業	83,156	72,162	△ 11
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	2,385,028	2,029,965	△ 355
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	628,179	644,013	16
合 計	3,749,970	3,392,020	△ 358

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	2,065,753	1,732,245	△ 333,508
農業制度資金	1,684,217	1,659,775	△ 24,442
農業近代化資金	357,577	358,408	831
その他制度資金	1,326,660	1,301,367	△ 25,293
合 計	3,749,970	3,392,020	△ 357,950

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	34,019	5,113	12,076	16,830	34,019
	令和6年度	26,735	4,591	6,292	15,852	26,735
危 険 債 権	令和5年度	740,572	585,418	105,294	49,865	740,572
	令和6年度	646,446	534,336	77,790	34,320	646,446
要 管 理 債 権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0
小 計	令和5年度	774,591	590,531	117,370	66,695	774,591
	令和6年度	673,181	538,927	84,082	50,172	673,181
正 常 債 権	令和5年度	14,964,243	0	0	0	0
	令和6年度	14,778,752	0	0	0	0
合 計	令和5年度	15,738,834	590,531	117,370	66,695	774,591
	令和6年度	15,451,933	538,927	84,082	50,172	673,181

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債権者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利になる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：千円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
令和 5 年度					
一般貸倒引当金	44,092	41,777	—	44,092	41,777
個別貸倒引当金	10,576	88,558	—	10,576	88,558
合 計	149,853	130,335	—	149,853	130,335
令和6年度					
一般貸倒引当金	41,777	35,236	—	41,777	35,236
個別貸倒引当金	88,558	86,648	—	88,558	86,648
合 計	130,335	121,884	—	130,335	121,884

⑪貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	17,409	105,307	18,305	103,718
	金 額	14,826,153	20,105,215	17,149,135	21,698,108
代金取立為替	件 数	0	8	0	0
	金 額	0	3,415	0	0
雑為替	件 数	4,613	3,920	4,299	3,614
	金 額	2,485,209	1,926,628	918,585	337,680
合 計	件 数	22,022	109,235	22,604	107,332
	金 額	17,311,362	22,035,259	18,067,720	22,035,788

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国債	5,372,276	5,654,646	282,370
地方債	36,066	141,621	105,555
政府補償債	0	0	0
金融債	0	0	0
短期社債	0	0	0
社債	200,000	0	△ 200,000
株式	0	0	0
その他の証券	1,956,284	1,685,479	△ 270,805
合 計	7,564,626	7,481,746	△ 82,880

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 5 年度								
国債				300,000		5,100,000		5,400,000
地方債					100,000			100,000
政府保証債								0
金融債								0
短期社債								0
社債	200,000							200,000
株式								0
その他の証券			1,000,000	500,000				1,500,000
令和6年度								
国債				300,000	200,000	5,300,000		5,800,000
地方債					200,000			200,000
政府保証債								0
金融債								0
短期社債								0
社債								0
株式								0
その他の証券		1,000,000	200,000					1,200,000

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

(単位：千円)

	令和 5 年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	当年度の損益に含 まれた評価差額	貸借対照表 計上額	当年度の損益に含 まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

〔満期保有目的債権〕

(単位：千円)

	種 類	令和 5 年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債						
	地方債	300,000	303,800	3,800			
	政府保証債						
	金融債						
	短期社債						
	社債						
	株式						
	その他証券						
	小 計	300,000	303,800	3,800	0	0	0
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債						
	地方債				199,948	190,700	△ 9,248
	政府保証債						
	金融債						
	短期社債						
	社債						
	株式						
	その他証券						
	小 計	0	0	0	199,948	190,700	△ 9,248
合 計		300,000	303,800	3,800	199,948	190,700	△ 9,248

〔その他有価証券〕

(単位：千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表上額 が取得原価又は 償却原価を超え るもの	株式						
	債券						
	国債	329,340	299,735	29,605	313,560	299,778	13,782
	地方債						
	短期社債						
	社債						
	その他証券						
	小 計	329,340	299,735	29,605	313,560	299,778	13,782
貸借対照表上額 が取得原価又は 償却原価を超え ないもの	株式						
	債券						
	国債	4,407,650	5,074,046	△ 666,396	4,363,670	5,473,784	△ 1,110,114
	地方債						
	短期社債						
	社債						
	その他証券	1,275,600	1,500,000	△ 224,400	924,140	1,200,000	△ 275,860
	小 計	5,683,250	6,574,046	△ 890,796	5,287,810	6,673,784	△ 1,385,974
合 計		6,012,590	6,873,782	△ 861,192	5,601,370	6,973,562	△ 1,372,192

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	74,120	195,019

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和5年度	令和6年度
残高有り投資信託 口座数	78	151

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終 身 共 済	10,185	77,484,060	10,019	73,066,145
	定 期 生 命 共 済	251	3,032,400	265	2,957,410
	養 老 生 命 共 済	3,314	21,151,210	2,976	18,373,687
	うちこども共済	1,647	7,352,500	1,600	6,800,300
	医 療 共 済	8,500	744,200	8,356	655,100
	が ん 共 済	2,014	549,000	1,991	530,500
	定 期 医 療 共 済	148	204,500	143	200,000
	介 護 共 済	1,021	1,136,307	1,089	1,305,042
	認 知 症 共 済	140		129	
	生 活 障 害 共 済	324		328	
	特定重度疾病共済	484		525	
	年 金 共 済	4,456	20,000	4,378	20,000
建物更生共済		10,210	148,827,166	10,095	146,154,488
合 計		41,047	253,148,845	40,294	243,262,374

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む、死亡共済保証をとらぬ共済を記載するときの金額欄は斜線。))を記載している。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済		8,500	579,513	8,356	633,158
がん共済		2,014	11,427	1,991	11,265
定期医療共済		148	748	143	721
合 計		10,662	591,688	10,490	645,144

(注)医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載している。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		1,021	1,751,101	1,089	1,968,265
認知症共済		140	252,700	129	231,700
生活障害 共 済	一時金型	169	1,453,300	179	1,477,800
	定期年金型	155	178,560	149	166,660
特定重度疾病共済		484	1,047,800	525	1,048,300

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載している。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	2,672	1,299,592	2,584	1,234,266
年金開始後	1,784	850,546	1,794	864,155
合 計	4,456	2,150,139	4,378	2,098,421

(注) 金額は年金額を記載している。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛 金	件数	金額	掛 金
火災共済	2,722	25,066,380	27,337	2,665	24,905,010	27,082
自動車共済	16,206		751,089	16,153		752,462
傷害共済	22,237	81,360,400	95,744	20,604	76,017,200	90,818
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	13	50,000	218	13	50,000	220
賠償責任共済	719		2,055	704		2,096
自賠責共済	6,904		114,242	6,845		113,454
合 計	48,801		990,687	46,984		986,134

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障をともわない共済の金額欄は斜線。)を記載している。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

該当する事項なし。

②買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	供給高	供給高
肥 料	700,725	642,449
農 薬	588,118	596,381
飼 料	1,618,190	1,568,509
温床資材	112,798	113,017
農業機械	8,308	8,413
出荷資材	300,374	286,896
種 苗	224,723	242,166
その他生産資材	163,037	153,126
生産資材 計	3,716,273	3,610,957
食 品	261,056	246,820
衣料品	4,521	4,659
耐久消費財	6,059	7,286
その他生活物資	202,267	207,397
生活物資 計	473,903	466,162
合 計	4,190,176	4,077,119

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和 5 年度	令和6年度
	販売高	販売高
米	3,717,756	4,695,784
麦	56	63
豆 ・ 雑 穀	237,181	199,393
野 果 菜	3,706,108	3,974,019
果 樹	646,563	507,671
花 き ・ 花 木	128,614	156,391
菌 茸	-	-
畜 産 物	5,849,953	5,582,993
合 計	14,286,233	15,116,314

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

該当する事項なし

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和6年度
収 益	82,311	91,851
費 用	7,937	8,468
差 引	74,374	83,383

(4) その他事業実績

(単位：千円)

項 目		令和 5 年度	令和6年度
加工事業	収 益	11,028	10,262
	費 用	9,916	9,912
	差 引	1,112	350
旅行事業	収 益	4,366	6,742
	費 用	42	186
	差 引	4,324	6,556
カンントリー事業	収 益	151,694	181,073
	費 用	96,536	100,022
	差 引	55,158	81,051
水稻育苗事業	収 益	31,864	32,172
	費 用	26,187	24,057
	差 引	5,677	8,115
果実選果施設事業	収 益	17,717	18,823
	費 用	12,416	13,042
	差 引	5,301	5,781
すいか選果施設事業	収 益	183,772	184,786
	費 用	82,865	78,382
	差 引	100,907	106,404
宅地等供給事業	収 益	0	0
	費 用	0	0
	差 引	0	0
道の駅事業	収 益	98,337	97,453
	費 用	51,716	51,494
	差 引	46,621	45,959
指導事業	収 入	25,897	26,903
	支 出	49,583	50,666
	差 引	△ 23,686	△ 23,763
特販事業	収 益	1,119,261	1,199,925
	費 用	969,596	1,059,592
	差 引	149,664	140,333

(注) 特販事業の金額は総額で記載しており、損益計算書における金額と一致しない。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 5 年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.26	0.12	△ 0.14
資本経常利益率	3.89	1.95	△ 1.94
総資産当期純利益	0.28	0.09	△ 0.18
資本当期純利益率	4.20	1.57	△ 2.63

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

項 目		令和 5 年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期 末	20.13	19.50	△ 0.63
	期中平均	19.70	18.97	△ 0.74
貯証率	期 末	8.09	7.33	△ 0.76
	期中平均	9.47	9.28	△ 0.19

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人あたり指標

(単位：千円、人)

項 目		令和 5 年度	令和6年度
信用事業	貯 金 残 高	283,683	296,337
	貸 出 金 残 高	57,118	57,792
共済事業	長期共済保有	920,541	911,095
経済事業	購買品取扱高	15,237	15,270
	販売品取扱高	51,950	56,619
職員数		275	267

(注) 職員数については、3月末退職者を含んでいます。（令和7年3月31日現在）

4. 一店舗あたり指標

(単位：千円、店舗)

項 目		令和 5 年度	令和6年度
信用事業	貯 金 残 高	7,092,065	7,192,907
	貸 出 金 残 高	1,427,959	1,402,771
共済事業	長期共済保有	23,013,531	22,114,761
経済事業	購買品取扱高	233,000	370,647
	販売品取扱高	1,298,748	1,374,301
店舗数		11	11

(注) 店舗数については、本店、3 営農センター、3 経済事業所、4 支店とする。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、％)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	6,284,722	5,993,779
うち、出資金及び資本準備金の額	2,255,340	2,221,584
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	4,088,718	4,059,301
うち、外部流出予定額(△)	33,350	33,350
うち、上記以外に該当するものの額	△ 25,986	△ 28,335
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	41,777	35,236
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	41,777	35,236
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	6,326,499	6,029,015
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,981	16,632
うち、のれんに係るものの額		16,632
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,981	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	9,981	16,632
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	6,316,518	6,012,383
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,355,203	38,680,878
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,155,002	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目		5,891
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,324,694	266,770
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当調整額		
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	40,679,897	38,947,648
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	15.52%	15.43%

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当「A」は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するIMLについては、2024年度は告示第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当「A」が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット額		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	298,724		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,379,351		
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	3,010,114		
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機関向け	200,021	20,002	800
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	50,891,288	10,178,257	407,130
	法人等向け	1,456,918	1,456,918	58,277
	中小企業等向け及び個人向け	1,440,018	1,080,014	43,201
	抵当権付住宅ローン			
	不動産取得等事業向け			
	三月以上延滞等	7,175	4,618	185
	取立未済手形	9,637	1,927	77
	信用保証協会等保証付	7,829,582	782,958	31,318
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	共済約款貸付			
	出資等	587,782	587,782	23,511
	（うち出資等のエクスポージャー）	587,782	587,782	23,511
	（うち重要な出資のエクスポージャー）			
	上記以外	14,473,383	22,736,129	909,445
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	5,508,497	13,771,243	550,850
	（うち特定項目のうち調整国目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）			
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）			
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,964,886	8,964,886	358,595
	証券化			
	証券化（STC要件適用分）			
	証券化（非STC要件適用分）			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,500,000	1,500	60
	（うちルックスルー方式）	1,500,000	1,500	60
	（うちマンドレート方式）			
	（うち蓋然性方式250%）			
	（うち蓋然性方式400%）			
	（うちフォールバック方式）			
	経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %			
	中央清算機関関連エクスポージャー			
合計（信用リスク・アセットの額）		87,083,999	36,850,110	1,474,004
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額		所要自己資本額
		を8%で除して得た額		
		a		b = a × 4 %
		4,324,694		172,988
所要自己資本額計		リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
		a		b = a × 4 %
		41,174,804		1,646,992

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}}$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資産の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	289,466		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,779,682		
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	2,993,442		
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	51,109,771	10,221,954	408,878
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	125,965	125,695	5,028
	(うち特定貸付債権向け)			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,971,512	2,576,853	103,074
	(うちトランザクター向け)			
	不動産関連向け	2,319,147	552,869	22,115
	(うち自己居住用不動産等向け)	2,319,147	552,869	22,115
	(うち賃貸用不動産向け)			
	(うち事業用不動産関連向け)			
	(うちその他不動産関連向け)			
	(うちADC向け)			
	劣後債券及びその他資本性証券等	284,168	426,252	17,050
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	21,028	21,028	841
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4,591	4,591	184
	取立未済手形	6,559	1,312	52
	信用保証協会等による保証付	8,184,647	807,205	32,288
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	株式等	70,000	70,000	2,800
	共済約款貸付			
	上記以外			
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	5,832,497	14,581,244	583,250
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエクスポージャー)	484,101	1,210,253	48,410
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー)			
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)			
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に関するエクスポージャー)			
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に係るエクスポージャー)			
	(うち上記以外のエクスポージャー)			
	証券化			
	(うちS T C要件適用分)			
	(短期S T C要件適用分)			
	(うち不良債権証券化適用分)			
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,200,000	1,194,000	47,760
	(うちルックスルー方式)	1,200,000	1,194,000	47,760
	(うちマンドート方式)			
	(うち蓋然性方式250%)			
	(うち蓋然性方式400%)			
	(うちフォールバック方式)			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった ものの額(△)	6,887,623	6,887,623	275,505
	標準的手法を運用するエクスポージャー計			
	C V A リスク相当額÷8%			
	(簡便法)			
	中央清算期間関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)		88,580,562	38,686,769	1,547,471
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で 除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		266,770		10,671
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		38,953,539		1,558,142

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	266,770
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	38,953,539
B I	177,846
B I C	21,341

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本を算出する掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)											
		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
地域別	国内	85,672,558	17,252,655	5,679,722		23,960	87,459,665	17,283,756	5,979,993		396,509
	国外										
	地域別残高計	85,672,558	17,252,655	5,679,722		23,960	87,459,665	17,283,756	5,979,993		396,509
法人	農業	2,710,677	2,710,677				2,747,163	2,747,163			
	林業										
	水産業										
	製造業										
	鉱業										
	建設・不動産業										
	電気・ガス 熱供給・水道業										
	運輸・通信業										
	金融・保険業	50,755,100	655,000	200,022			50,782,840	484,101			
	卸売・小売 飲食・サービス業	1,028,754	37,544				829,064	18,032			
	日本国政府 地方公共団体	8,413,501	2,933,801	5,479,701			8,789,937	2,809,944	5,979,993		
	上記以外	1,234,047	1,234,047				1,153,543	1,153,543			
	個人	9,681,586	9,681,586			23,960	10,070,972	10,070,972			21,987
	その他	11,848,892					13,086,145				
業種別残高計		85,672,558	17,252,655	5,679,722		23,960	87,459,665	17,283,756	5,979,993		21,987
残存期間別	1年以下	52,394,646	1,303,336	200,022			52,361,155	1,251,384			
	1年超3年以下	1,230,362	1,230,362				828,215	828,215			
	3年超5年以下	1,436,571	1,436,571				1,344,589	1,344,589			
	5年超7年以下	1,328,677	1,027,266	301,412			1,222,056	920,618	301,438		
	7年超10年以下	1,897,914	1,797,565	100,349			2,253,270	1,854,542	398,728		
	10年超	13,889,009	8,811,069	5,077,940			14,403,227	9,123,400	5,279,828		
	期間の定めのないもの	13,495,378	1,646,487				15,047,154	1,961,008			
残存期間別残高計		85,672,558	17,252,655	5,679,722			87,459,665	17,283,756	5,979,993		

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には、コミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)										
区 分	令和 5 年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	44,092	41,777		44,092	41,777	41,777	35,236		41,777	35,236
個別貸倒引当金	105,761	88,558		105,761	88,558	88,558	86,648		88,558	86,648

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

		令和5年度						令和6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地域別計	国内	105,761	88,558		105,761	88,558		88,558	86,648		88,558	86,648	
	国外												
		105,761	88,558		105,761	88,558		88,558	86,648		88,558	86,648	
法人	農業	84,192	70,963		84,192	70,963		70,963	70,827		70,963	70,827	
	林業												
	水産業												
	製造業												
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス												
	熱供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売												
	飲食・サービス業												
	日本国政府												
	地方公共団体												
	上記以外												
個人		21,569	17,596		21,569	17,596		17,596	15,821		17,596	15,821	
業種別計		105,761	88,558		105,761	88,558		88,558	86,648		88,558	86,648	

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目		リスク・ウェイト (%)	令和 6 年度					リスク・ウェイトの加重 平均値 (%)
			CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの 額	
		-	A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
1.	現金	0	289,465		289,465		0	0
2.	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,779,682		5,779,682		0	0
3.	外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
4.	国際決済銀行等向け	0						
5.	我が国の地方公共団体向け	0	2,993,441		2,993,441		0	0
6.	外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
7.	国際開発銀行向け	0～150						
8.	地方公共団体金融機構向け	10～20						
9.	我が国の政府関係機関向け	10～20						
10.	地方三公社向け	20						
11.	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	51,109,771		51,109,771		10,221,954	20
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
12.	カバード・ボンド向け	10～100						
13.	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	125,694		125,694		125,694	100
	（うち特定貸付債権向け）	20～150						
14.	中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,971,512	90,135	2,909,436	9,013	2,582,675	88
	（うちトランザクター向け）	45		31,400		3,140	1,413	45
15.	不動産関連向け	20～150	2,319,147		2,313,016		552,868	24
	（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	2,319,147		2,313,016		552,868	24
	（うち賃貸用不動産向け）	30～150						
	（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
	（うちその他不動産関連向け）	60						
	（うちA D C向け）	100～150						
16.	劣後債権及びその他資本性証券等	150						
17.	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	305,196	739	305,196	73	447,347	147
18.	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	4,591		4,591		4,591	100
19.	取立未済手形	20	6,559		6,559		1,311	20
20.	信用保証協会等による保証付	0～10	8,184,646		8,072,045		807,205	10
21.	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
22.	株式等	250～400	70,000		70,000		70,000	100
23.	上記以外	100～1250	13,204,221	0	13,204,221	0	22,679,119	172
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	6,316,598		6,316,598		15,791,496	250
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	0		0		0	
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	250						
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
	（うち右記以外のエクスポージャー）	100	6,887,623	0	6,887,623	0	6,887,623	100
24.	証券化	-						
	（うちS T C要件適用分）	-						
	（うち非S T C要件適用分）	-						
25.	再証券化	-						
26.	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	1,200,000		1,200,000		1,194,000	100
27.	未決済取引	-						
28.	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-						
	合計（信用リスク・アセットの額）	-					38,686,769	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,780												5,780
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	2,993												2,993
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		合計
国際開発銀行向け													
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	51,110												51,110
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		合計
カバード・ボンド向け													
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）									126				126
（うち特定貸付債権向け）													
	100%			150%			250%			400%			合計
劣後債権及びその他資本性証券等													
株式等							70						
	45%			75%			100%			その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	3			820			1,412			687			2,921
（うちトランザクター向け）	3												
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		合計
不動産関連向け	389												
うち自己居住用不動産等向け													
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		合計
不動産関連向け													
うち賃貸用不動産向け													
	70%			90%			110%			112.50%			合計
不動産関連向け													
うち事業用不動産関連向け													
	60%					その他					合計		
不動産関連向け													
うちその他不動産関連向け													
	100%				150%				その他				合計
不動産関連向け													
うちADC向け													
	50%			100%			150%			その他			合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0			21			284			0			305
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				5									5
	0%			10%			20%			100%			合計
現金	289												289
取立未済手形							7						7
信用保証協会等による保証付				8,070						2			8,072
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付										70			70
共済約款貸付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載していません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト0%		8,688,191	8,688,191
	リスク・ウェイト2%			
	リスク・ウェイト4%			
	リスク・ウェイト10%		200,022	200,022
	リスク・ウェイト20%		50,900,926	50,900,926
	リスク・ウェイト35%			
	リスク・ウェイト50%		21,150	21,150
	リスク・ウェイト75%		986,412	986,412
	リスク・ウェイト100%		10,523,344	10,523,344
	リスク・ウェイト150%		42	42
	リスク・ウェイト250%		5,508,497	5,508,497
	その他		9,235,383	9,235,383
リスク・ウェイト1250%				
計			86,063,966	86,063,966

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判断において格付を使用しているもの。「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	当期末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
1. 40%未満	70,607,912			70,436,762
2. 40%～70%	0	31,830	10%	3,183
3. 75%	984,977	51,512	10%	983,238
4. 80%				
5. 85%	619,797			618,676
6. 90%～100%	1,563,204	200	10%	1,563,224
7. 105%～130%				
8. 150%	284,168			284,168
9. 250%	70,000			70,000
10. 400%				
11. 1250%				
12. その他	29,647	7,331	10%	28,734
合計	74,159,707	90,874	10%	73,987,987

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスクウェイト区分の変更や「CCFの過重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する手法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ-またはＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ-またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和５年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け			
法人等向け	10,019		
中小企業等向け及び個人向け	937	382,376	
抵当権付住宅ローン			
不動産取得等事業向け			
三月以上延滞等			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外		1,699,116	
合 計	10,956	2,081,492	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け、法人等向け等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用自由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			
中堅中小企業等向け及び個人向け	436	35,891	
自己居住用不動産等向け		2,148,898	
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計	436	2,184,789	0

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には出資金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）がふくまれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引を言います。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVA リスクに関する事項

◇当 J A は、該当する額はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当 J A は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当 J A では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○全職員によるコンプライアンス研修会にて、事務リスク・オペレーショナル・リスク等を周知しております。

◇B I の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）および FC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L M の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J A においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J A の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や A L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する A L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び A L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	70,050	70,050	70,050	70,050
合 計	70,050	70,050	70,050	70,050

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,500,000	1,200,000
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

12. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算出手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	766	555	44	53
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	950	742		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	120	20		
6	短期金利低下	368	335		
7	最大値	950	742		
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	6,317		6,012	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aみちのく村山は、当J A、株式会社みちのくサービスで構成されています。 このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。 なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。 〔J A〕 ◇本店1、◇営農センター3、◇経済事業所3、◇支店4、◇店舗4 〔子会社〕株式会社みちのくサービス【石油関連、農機、自動車、L P G、住設事業】

(2) 子会社等の状況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金又は 出資金	当J Aの 議決権比率
株式会社 みちのく サービス	村山市大字 富並 1807-2	燃料、LPG・住宅設備事業、自動車 販売・整備、農機具販売・整備、 損保代理店業務	平成 19 年 1 月 4 日	70,000 千円	100%

(3) 連結事業概況

◇連結事業の概況
①事業の概況
当J Aの連結決算は、連結法を適用しております。
連結決算の内容
連結経常利益 135,587 千円、 連結当期剰余金 85,585 千円、
連結純資産 5,533,308 千円、 連結自己資本比率 15.57%
②連結子会社等の事業概況
株式会社みちのくサービス
当期純利益は、2,311 千円を計上しました。現場の強靱化につとめ、お客様との接点強化により収益確保をはかりました。ぶれないサービス、生涯顧客化を心がけた事業を行いました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結事業総利益	3,012,108	3,039,898	2,849,941	2,853,701	2,831,075
信用事業総利益	532,229	519,343	414,886	377,262	410,550
共済事業総利益	674,416	652,196	608,659	543,017	514,200
その他事業総利益	1,805,464	1,868,359	1,826,396	1,933,422	1,906,326
連結経常利益	197,751	283,307	149,899	236,393	135,587
連結当期剰余金	108,371	△ 131,325	59,210	249,460	85,585
連結純資産額	6,869,103	6,451,511	6,123,075	6,042,827	5,533,308
連結総資産額	86,285,417	87,162,917	86,919,269	88,245,580	89,819,915
連結自己資本比率	15.32	15.12	15.29	15.67	15.57%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)		令和5年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日
1	信用事業資産	72,919,926	72,422,934
	(1) 現金および預金	51,210,803	51,440,569
	(2) 有価証券	6,312,590	5,801,318
	(3) 貸出金	15,410,885	15,166,489
	(4) その他の信用事業資産	88,562	96,718
	(5) 貸倒引当金	△ 102,913	△ 82,160
2	共済事業資産	153	239
	(1) その他の共済事業資産	153	239
3	経済事業資産	4,231,133	5,383,472
	(1) 受取手形及び経済事業未収金	1,365,430	1,698,362
	(2) 棚卸資産	996,415	927,047
	(3) その他の経済事業資産	1,897,040	2,798,154
	(4) 貸倒引当金	△ 27,751	△ 40,090
4	雑資産	225,291	237,018
5	固定資産	5,125,228	5,077,356
	(1) 有形固定資産	5,111,430	5,060,724
	建物	8,260,996	8,052,722
	機械装置	5,160,754	2,107,718
	土地	2,362,802	2,356,895
	その他の有形固定資産	1,681,291	1,531,381
	減価償却累計額	△ 9,354,412	△ 8,987,991
	(2) 無形固定資産	13,798	16,632
	その他の無形固定資産	13,798	16,632
6	外部出資	5,371,330	6,350,600
	(1) 外部出資	5,371,280	6,350,550
	(2) 保証金	50	50
7	繰延税金資産	372,519	348,295
資産の部 合計		88,245,580	89,819,915

(単位：千円)

科 目 (負債の部)		令和 5 年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日
1	信用事業負債	77,871,757	79,127,348
	(1) 貯金	77,926,707	79,024,451
	(2) 借入金	△ 288,192	△ 263,996
	(3) その他信用事業負債	233,243	366,892
2	共済事業負債	407,618	389,366
	(1) 共済資金	190,004	179,660
	(2) その他の共済事業負債	217,615	209,707
3	経済事業負債	1,870,531	2,852,949
	(1) 支払手形及び経済事業未払金	644,358	655,967
	(2) その他の経済事業負債	1,226,173	2,196,982
4	設備借入金	296,662	263,996
5	雑負債	320,076	363,667
6	諸引当金	1,142,299	989,467
	(1) 賞与引当金	44,990	39,416
	(2) 退職給付に係る負債	1,064,370	912,448
	(3) 役員退職慰労引当金	32,938	37,603
7	再評価に係る繰延税金負債	293,810	299,814
負債の部 合計		82,202,753	84,286,606
科 目 (純資産の部)		令和 5 年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日
1	組合員資本	6,550,532	6,563,812
	(1) 出資金	2,255,340	2,221,584
	(2) 利益剰余金	4,321,208	4,370,593
	(3) 処分未済持分	△ 25,986	△ 28,335
	(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 30	△ 30
2	評価・換算差額等	△ 507,706	△ 1,030,504
	(1) その他有価証券評価差額	△ 861,192	△ 1,372,192
	(2) 土地再評価差額金	353,486	341,688
純資産の部 合計		6,042,827	5,533,308
負債および純資産の合計		88,245,580	89,819,915

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自：令和5年4月1日) (至：令和6年3月31日)	令和6年度 (自：令和6年4月1日) (至：令和7年3月31日)
1 事業総利益	2,853,701	2,831,075
(1) 信用事業収益	548,165	611,669
資金運用収益	489,898	541,520
(うち預金利息)	(243,789)	(320,378)
(うち有価証券利息)	(48,688)	(49,154)
(うち貸出金利息)	(193,645)	(171,988)
(うちその他受入利息)	(3,777)	-
役務取引収益	25,038	30,153
その他経常収益	33,228	39,996
(2) 信用事業費用	170,903	201,119
資金調達費用	4,452	43,042
(うち貯金利息)	(3,815)	(42,414)
(うち給付補填備金繰入)	(618)	(624)
(うち借入金利息)	(19)	(4)
役務取引等費用	11,303	11,428
その他事業直接費用	77,450	77,550
その他経常費用	77,698	69,098
信用事業総利益	377,262	410,550
(3) 共済事業収益	573,411	543,402
共済付加収入	545,462	514,463
その他の収益	27,949	28,940
(4) 共済事業費用	30,395	29,203
共済推進費及び共済保全費	23,051	21,687
その他の費用	7,344	7,515
共済事業総利益	543,017	514,200
(5) 購買事業収益	5,579,216	5,714,428
購買品供給高	5,240,941	5,348,824
購買手数料	185,064	208,759
その他の収益	153,211	156,845
(6) 購買事業費用	4,467,136	4,647,148
購買品供給原価	4,423,075	4,566,875
購買品供給費	6,814	6,844
その他の費用	37,246	73,429
購買事業総利益	1,112,080	1,067,280

(単位：千円)

科 目		令和 5 年度 (自：令和5年 4 月 1 日) (至：令和6年 3 月31日)	令和 6 年度 (自：令和6年 4 月 1 日) (至：令和7年 3 月31日)
	(7) 販売事業収益	422,010	404,939
	販売手数料	342,555	332,326
	その他の収益	79,455	72,614
	(8) 販売事業費用	20,120	20,063
	販売費	14,448	12,529
	その他の費用	5,672	7,534
	販売事業総利益	401,890	384,876
	(9) その他事業収益	1,606,184	1,720,143
	(10) その他事業費用	1,186,732	1,265,975
	その他事業総利益	419,452	454,169
2	事業管理費	2,694,838	2,720,263
	(1) 人件費	1,953,575	1,934,422
	(2) その他事業管理費	741,264	785,841
	事業利益	158,863	110,813
3	事業外収益	136,792	80,018
	(1) 受取雑利息	2,093	2,189
	(2) 受取出資配当金	95,304	40,845
	(3) その他の事業外収益	39,395	36,984
4	事業外費用	59,262	55,244
	(1) 支払雑利息	3,772	4,692
	(2) その他の事業外費用	55,490	50,552
	経常利益	236,393	135,587
5	特別利益	12,521	11,722
	(1) 固定資産処分益	-	9,889
	(2) その他の特別利益	12,521	1,834
6	特別損失	13,977	18,721
	(1) 固定資産処分損	6,667	90
	(2) 減損損益	5,300	5,501
	(3) その他の特別損失	2,010	13,131
	税金等調整前当期利益	234,937	128,588
	法人税・住民税及び事業税	28,455	20,424
	法人税等調整額	△ 42,979	22,579
	法人税等合計	△ 14,523	43,003
	当期利益	249,460	85,585
	当期剰余金	249,460	85,585

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度 (自：令和5年 4 月 1 日) (至：令和6年 3 月31日)	令和 6 年度 (自：令和6年 4 月 1 日) (至：令和7年 3 月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失）	234,937	354,226
減価償却費	306,259	327,284
減損損失	5,300	5,501
のれん償却額		
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 19,558	△ 8,422
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,632	△ 5,574
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 92,830	△ 147,258
その他引当金等の増減額（△は減少）	223	1,798
信用事業資金運用収益	△ 495,081	△ 547,556
信用事業資金調達費用	5,383	51,548
共済貸付金利息		
共済借入金利息		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 97,398	△ 43,034
支払雑利息	3,772	4,692
為替差損益（△は益）		
有価証券関係損益（△は益）	77,450	
外部出資関係損益（△は益）		
固定資産売却損益（△は益）	6,667	△ 6,345
資産除去債務にかかる増減額（△は減少）	246	252
圧縮損計上以外一般補助金		
持分法による投資損益（△は益）		
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	30,468	277,062
預金の純増（△）減	△ 3,800,001	350,247
貯金の純増減（△）	897,882	1,109,255
信用事業借入金の純増減（△）	△ 14,222	△ 8,470
その他の信用事業資産の純増（△）減	△ 5,216	3,181
その他の信用事業負債の純増減（△）	122,328	122,618
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減		
共済借入金の純増減（△）		
共済資金の純増減（△）	8,102	△ 10,344
未経過共済付加収入の純増減（△）	△ 10,316	△ 7,908
その他共済事業資産の増（△）減	61	87
その他共済事業負債の増減（△）		
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	52,610	△ 332,957
経済受託債権の純増（△）減	120,563	△ 915,904
棚卸資産の純増（△）減	△ 132,188	67,645
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	31,639	△ 14,798
経済受託債務の純増減（△）	△ 52,138	440,456
その他経済事業資産の増（△）減	65,733	5,886
その他経済事業負債の増減（△）	382	△ 16,376

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自：令和5年4月1日) (至：令和6年3月31日)	令和6年度 (自：令和6年4月1日) (至：令和7年3月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	5,956	△ 2,772
その他の負債の純増減(△)	75,454	185,479
未払消費税等の増減額(△は減少)		
信用事業資金運用による収入	501,105	536,258
信用事業資金調達による支出	△ 5,458	△ 40,556
共済貸付金利息による収入		
共済借入金利息による支出		
事業分量配当金の支払額		
小 計	△ 2,169,254	1,568,128
雑利息及び出資配当金の受取額	97,398	43,034
雑利息の支払額	△ 3,772	△ 4,692
法人税等の支払額	△ 30,683	△ 15,328
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,106,312	1,591,142
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,940,354	△ 2,096,674
有価証券の売却・償還による収入	2,254,395	2,331,845
補助金の受入による収入	10,157	
固定資産の取得による支出	△ 334,572	△ 334,578
固定資産の売却による収入	111,406	100,508
有形固定資産の除去による支出	123	123
外部出資による支出	△ 60	△ 60
外部出資の売却等による収入	50	50
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出		
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー	101,144	1,214
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入による収入	△ 100,000	△ 100,000
設備借入金の返済による支出	32,666	32,666
出資の受入による収入		
出資の払戻による支出	8,405	8,405
持分の取得による支出	16,455	16,455
持分の譲渡による収入	△ 13,053	△ 13,053
出資配当金の支払額	△ 22,521	△ 333,480
非支配株主への配当金支払額		
その他財務活動による資本の増減		
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 78,048	△ 389,007
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 1,603,109	494,004
6 現金及び現金同等物の期首残高	4,963,398	3,446,298
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,360,289	3,940,302

(8) 連結注記表

I【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社・子法人等・・・・・・ 1社
株式会社 みちのくサービス
 - (2) 非連結子会社・子法人等
該当なし。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等
該当なし。
 - (2) 持分法適用の関連法人等
該当なし。
 - (3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等
該当なし。
 - (4) 持分法適用の関連法人等・・・・・・ 2社
尾花沢農産加工有限会社、奥羽乳業株式会社
持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いている。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおり。
3月末日 … 1社
 - (2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。
4. のれん勘定の償却方法及び償却期間
該当事項はない。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - (1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。
 - (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	51,440,569 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△47,500,267 千円
現金及び現金同等物	3,940,302 千円

II【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 次に掲げるものの評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法
 - ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - ② 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - ・購買品（肥料、農薬、出荷資材、温床資材の数量管理品）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品（上記以外）
売価還元法による低価法
 - ・その他の棚卸資産
移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法
ただし、次の資産については、定額法を採用している。

- ・平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物
- ・村山市中央コンクリートエレベーター（以下、「C E」という）、大高根 C E、尾花沢 C E、大石田 C E、水稻育苗施設、果実選果施設、東部すいか選果施設、西部すいか選果施設にかかる資産

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却している。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法を採用している。

3. 引当金（農協法第 11 条の 34 第 1 項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上している。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、担当部署から独立した管理部等が査定結果を検証している。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上している。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおり。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 特販事業

〔オンラインショップにかかる取引〕

組合員が生産した農畜産物を一般消費者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

〔ふるさと納税にかかる取引〕

管内市町への当該市町外の在住者による納税に対して、組合員が生産した農畜産物等を返礼品として供給する事業であり、当組合は管内市町との契約に基づき、当該納税者に対して返礼品を引き渡す義務を負っている。この管内市町に対す

る履行義務は、当該納税者に対する返礼品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

④ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

⑤ その他事業（うち、カントリー事業・すいか選果施設事業）

CE・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

⑥ その他事業（うち、道の駅事業）

組合員が生産した農畜産物および取引業者から受入れた商品を一般消費者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式である。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示している。

なお、取引はあるが期末に残高がない科目については、表示しない。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っている。

また、連結損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れている。

共同計算の会計処理については、連結貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上している。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上している。

当組合では、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）を計算し、月次において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っている。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、連結貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産 預託家畜勘定に計上している。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保している。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は連結損益計算書の販売事業収益 その他の収益に計上している。

なお、素牛の導入時に、落札価格に対する販売手数料を加味して預託家畜残高を計上するとともに、素牛の販売時に、販売代金から当組合が受け取る販売手数料等を控除した残額を精算金として当該組合員に支払っている。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識

して、販売手数料として表示している。

III【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 400,970 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 6 年 6 月の第 29 回通常総代会において設定した「第十次経営管理 3 カ年計画」を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 5,501 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 6 年 6 月の第 29 回通常総代会において設定した「第十次経営管理 3 カ年計画」を基礎として算出しており、3 カ年計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 122,361 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算定方法

「II【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 3. 引当金の計上基準」の(1)貸倒引当金に記載している。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

(iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績悪化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

IV【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,811,421 千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物 901,953 千円 機械装置 1,567,174 千円 土地 30,163 千円

その他の有形固定資産 312,132 千円

2. 担保に供している資産

定期預金のうち、8,000,000 千円を J A バンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、2,500,000 千円を為替決済の担保に、それぞれ供している。また、各種団体等に雑資産 差入保証金勘定にて 8,550 千円を差し入れている。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

農業協同組合法施行規則により、注記は不要とされるもの以外の理事、監事に対する金銭債権、金銭債務はない。

4. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 363 千円、危険債権額は 674,787 千円である。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により

経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権である。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く)である。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はない。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものである。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものである。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は 675,150 千円である。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

・再評価を行った年月日

平成 12 年 3 月 31 日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

289,218 千円

・同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出した。

V【連結損益計算書に関する注記】

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用共済事業は支店ごとに、経済事業所(グリーン店舗含む)、葬祭ホールやすらぎ、道の駅尾花沢ねまる等は店舗・施設ごとに一般資産としてグルーピングしている。

また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としている。

本店、零温雪室倉庫、果実選果施設、西部すいか選果施設は、当該資産の将来キャッシュ・フローだけで投資額を回収することを前提としていないため全体の共用資産と認識している。また、各地区の営農センター、農業関連施設(CE、育苗センター、東部すいか選果施設等)は地区共用資産と認識している。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおり。

店舗・施設、場所	用途	種類	その他
道の駅尾花沢ねまる	一般	器具備品	
村山市中央 2 丁目の土地	遊休	土地	
戸沢農産加工所	遊休	建物、建物付属設備、構築物、機械装置、土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

道の駅尾花沢ねまるは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあり、投資額の回収が見込まれないことから減損損失として認識した。

村山市中央 2 丁目の土地については遊休資産として管理しているが、時価の下落を受け、当該減少額を減損損失として認識した。

また、戸沢農産加工所については、令和 7 年 3 月に事業を廃止し、今後の活用に見込みがないことから遊休資産とし、処分可能額で評価し簿価との差額を減損損失として認識した。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

道の駅尾花沢ねまる 558 千円(器具備品 558 千円)

村山市中央 2 丁目の土地 16 千円(土地 16 千円)

戸沢農産加工所 4,926 千円(建物 51 千円、建物付属設備 122 千円、構築物 644 千円、

機械装置 321 千円、土地 3,788 千円)

(合計) 5,501 千円

(4) 回収可能額の算定方法

上記施設の回収可能価額は正味売却価額を採用している。

VI【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。

有価証券は、債券、投資信託であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されている。また、営業債権である経済事業未収金および経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめている。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめている。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、貸出金、貯金である。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が42,721千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当期末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	51,147,200	51,031,542	△115,658
有価証券（満期保有目的の債券）	199,948	190,700	△9,248
有価証券（その他有価証券）	5,601,370	5,601,370	—
貸出金	15,166,489		
貸倒引当金（＊１）	△82,160		
貸倒引当金控除後	15,084,329	15,005,273	△79,056
経済事業未収金ほか			
経済事業未収金	1,724,849		
経済受託債権	2,447,049		
預託家畜	319,775		
小 計	4,491,673		
貸倒引当金（＊２）	△40,090		
貸倒引当金控除後	4,451,583	4,451,583	—
（資産計）	76,484,430	76,280,468	△203,962
貯金	79,024,451	78,845,584	△178,867
経済受託債務	2,148,706	2,148,706	-
（負債計）	81,173,157	80,994,290	△178,867

* 1 貸出金に対する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除している。

* 2 経済事業に関連する貸倒引当金は、勘定科目ごとに分割して計上していないため、一括で時価情報を開示している。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用している。地方債や社債については、公表された相場価格を用いている。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっている。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっている。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

る。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

⑥ 預託家畜

預託家畜については、個別法による原価法を採用している。なお、収益性の低下による簿価の引き下げをしているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

③ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

④ 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	6,350,600

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	51,147,200	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	—	—	774,400	—	149,740	5,800,000
貸出金(*2、*3)	3,220,262	1,151,039	1,012,017	924,035	805,565	8,027,127
経済事業未収金ほか(*4、*5)	4,434,491	—	—	—	—	—
合計	58,801,953	1,151,039	1,786,417	924,035	955,305	14,027,127

*1 元本(額面)で記載しているため、連結貸借対照表価額とは一致しない。

*2 貸出金のうち、当座貸越 1,942,122 千円については「1 年以内」に含めている。また、期限のない場合は「5 年超」に含めている。

*3 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 26,444 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

*4 経済事業未収金ほかのうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権 57,182 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

*5 時価情報の開示に合わせて表示している。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（＊）	74,688,024	1,086,905	2,092,716	466,284	682,327	8,195
経済受託債務	2,148,706	-	-	-	-	-
合計	76,836,730	1,086,905	2,092,716	466,284	682,327	8,195

＊貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めている。

VII【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりである。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。（単位：千円）

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	199,948	190,700	△9,248

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価又は償却原価	評価差額（＊）
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	313,560	299,778	13,782
	小計	313,560	299,778	13,782
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	4,363,670	5,473,784	△1,110,114
	受益証券	924,140	1,200,000	△275,860
	小計	5,287,810	6,673,784	△1,385,974
合計		5,601,370	6,973,562	△1,372,192

＊ 上記の差額である△1,372,192 千円を「その他有価証券評価差額金」として計上している。

(3) 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はない。

(4) 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券は次のとおりである。

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
受益証券	222,450	-	77,550

(5) 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はない。

(6) 当期中に減損処理を行った有価証券

当期中に減損処理を行った有価証券はない。

VIII【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用している。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度および全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用している。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,064,370 千円
退職給付費用	106,692 千円
退職給付の支払額	△160,496 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△25,843 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△271,743 千円</u>
期末における退職給付引当金	712,980 千円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,084,309 千円
確定給付型年金制度	△824,168 千円
特定退職金共済制度	<u>△347,693 千円</u>
退職給付引当金	912,448 千円

(4) 退職給付に関する損益

勤務費用	<u>106,692 千円</u>
退職給付費用	106,692 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 19,559 千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、136,662 千円となっている。

IX【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	271,888 千円
貸倒引当金	15,821 千円
賞与引当金	11,461 千円
役員退職慰労引当金	10,672 千円
その他有価証券評価差額金	389,428 千円
減損損失	95,078 千円
外部出資評価損	12,552 千円
資産除去債務	21,105 千円
その他	<u>74,516 千円</u>

繰延税金資産小計 902,521 千円

評価性引当額 △540,002 千円

繰延税金資産合計（A） 362,519 千円

繰延税金負債

全農合併交付金	△667 千円
有形固定資産（除去費用）	<u>△13,558 千円</u>
繰延税金負債合計（B）	<u>△14,225 千円</u>

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 348,294 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

決定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.60%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.16%
住民税均等割額	4.44%
評価性引当額の増減	△6.32%
税率変更にもなう影響	△5.60%
その他	1.30%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.52%
(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額	
「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことにともない、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなった。これにともない、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.66% から 28.38%に変更となった。	
X【収益認識に関する注記】	
(収益を理解するための基礎となる情報)	
「Ⅱ【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 4. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。	
XI【その他の注記】	
(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの	
① 当該資産除去債務の概要	
当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上している。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上している。	
② 当該資産除去債務の金額の算定方法	
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 35 年～45 年、割引率は 2.31%～2.385%を採用している。	
③ 当期末における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	13,099 千円
時の経過による調整額	49,572 千円
期末残高	62,671 千円

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和6年度
連結剰余金期首残高	4,100,384	4,321,208
連結要預金増加高	250,345	89,735
(当期剰余金)	(249,460)	(855,848)
(その他)	(885)	(4,150)
連結剰余金減少額	29,521	40,350
(配当金)	(29,521)	(40,350)
連結剰余金期末残高	4,321,208	4,410,903

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	34,019	5,113	12,076	16,830	34,019
	令和6年度	26,735	4,591	6,292	15,852	26,735
危 険 債 権	令和5年度	740,572	585,418	105,294	49,865	740,572
	令和6年度	646,446	534,336	77,790	34,320	646,446
要 管 理 債 権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	0	0	0	0
		令和6年度	0	0	0	0
小 計	令和5年度	774,591	590,531	117,370	66,695	774,591
	令和6年度	673,181	538,927	84,082	50,172	673,181
正 常 債 権	令和5年度	14,964,243	0	0	0	0
	令和6年度	14,778,752	0	0	0	0
合 計	令和5年度	15,738,834	590,531	117,370	66,695	774,591
	令和6年度	15,451,933	538,927	84,082	50,172	673,181

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債権者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利になる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	548,165	611,669
	経常利益	377,262	410,550
	資産の額	72,919,926	72,422,934
共済事業	事業収益	573,411	514,463
	経常利益	543,017	514,200
	資産の額	153	239
農業関連事業	事業収益	6,001,226	6,119,367
	経常利益	1,513,970	1,452,157
	資産の額	4,231,133	5,383,472
その他事業	事業収益	1,606,184	1,720,143
	経常利益	419,452	454,169
	資産の額	11,094,368	12,148,269
計	事業収益	8,728,986	8,965,642
	経常利益	2,853,701	2,831,075
	資産の額	88,245,580	89,954,914

2. 連結自己資本比率の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における自己資本比率は、15.57%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	みちのく村山農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,222 百万円（前年度 2,255 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		6,515,533	6,219,201
うち、出資金及び資本剰余金の額		2,255,340	2,221,584
うち、再評価積立金の額			
うち、利益剰余金の額		4,319,528	4,059,301
うち、外部流出予定額（△）		33,350	33,350
うち、上記以外に該当するものの額		△ 25,986	△ 28,335
コア資本に算入される評価・換算差額等			
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		41,777	35,236
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		41,777	35,236
うち、適格引当金コア資本算入額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		6,557,310	6,254,436
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		9,981	16,632
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			16,632
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		9,981	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額			
特定項目に係る10パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
特定項目に係る15パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		9,981	16,632
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		6,547,329	6,237,804
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		36,355,203	38,686,769
資産（オン・バランス）項目		36,355,203	38,680,878
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		1,155,002	
うち、他の金融機関向けエクスポージャー			
うち、上記以外に該当するものの額		1,155,002	
オフ・バランス項目			5,891
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額			
勘定間の振替			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		5,429,828	1,385,554
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		41,785,031	40,072,323
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		15.67%	15.57%

(注)

- 1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2.当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3.当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資産比率を計算しています。

(2) 信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方法及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご覧ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本を算出する掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's JCR,S&P,Fitch	

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(7) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算出手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。また、J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払い総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	33,984	12,750

（注1）対象役員は、理事23名、監事5名です。

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によってい

ます。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員在籍年数に応じた金額を算定し、総代会で理事及び監事の別に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規定に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に則して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当 J A の職員及び当 J A の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受けるもののうち、当 J A の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 6 年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注 1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注 2) 主要な連結子法人等とは、当 J A の連結子法人等のうち、当 J A の連結総資産に対して 2 % 以上の資産を有する会社等をいいます。

(注 3) 同等額は、令和 6 年度に当 J A の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注 4) 令和 6 年度において当 J A の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

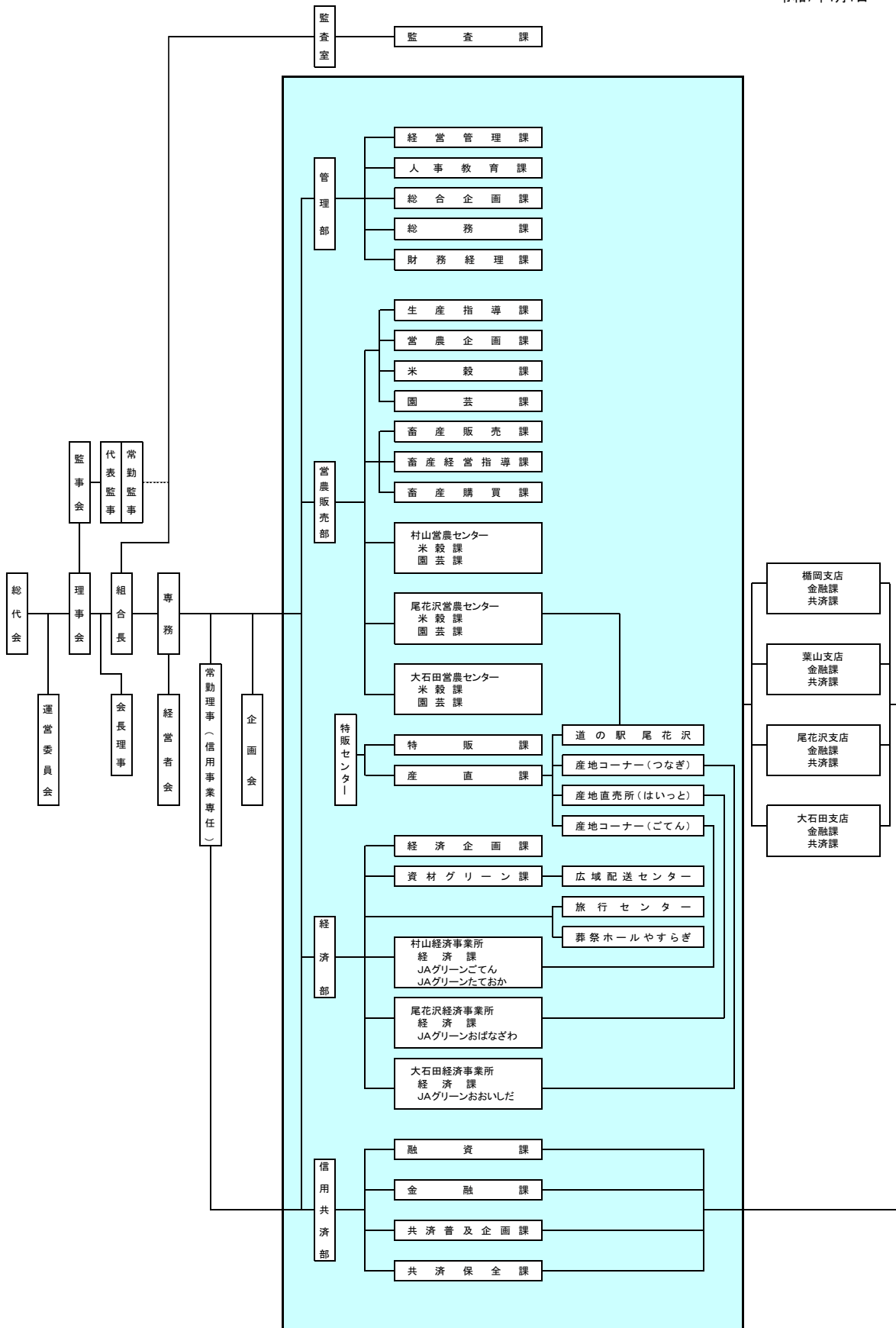
3. その他

当 J A の対象役員及び対象職員の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【JAの概要】

1. 機構図

令和7年4月1日



2. 役員構成（役員一覧）

（令和7年4月現在）

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	三 浦 康 彦	〃	大 類 喜久男
代 表 理 事 専 務	近 藤 則 昭	〃	東 海 林 和 博
会 長 理 事	折 原 敬 一	〃	笹 原 剛
理 事	柴 崎 繁 俊	〃	笹 原 泉
〃	齋 藤 吉 勝	〃	高 橋 宏 明
〃	元 木 周 子	〃	高 橋 昭
〃	石 山 公 己	〃	齋 藤 真 栄
〃	太 田 和 明	〃	後 藤 一 彦
〃	小 内 文 子	理事（信用事業専任常勤理事）	細 矢 清 一
〃	犬 飼 庸 智	代 表 監 事	土 谷 博 行
〃	青 木 勝 一	常 勤 監 事	佐 藤 正 浩
〃	井 上 玲 子	監 事	遠 藤 英 悦
〃	生 亀 力	〃	小 川 正 幸
〃	芳 賀 富 弥	員 外 監 事	東 海 林 智

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（所在地 東京都港区）

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員	8,162	7,977	△185
個 人	8,109	7,919	△190
法 人	53	58	5
准組合員	3,582	3,649	67
個 人	3,342	3,413	71
法 人	240	236	△4
合 計	11,744	11,626	△118

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構成員数
農事実行組合長連絡協議会	255
運 営 委 員 会	36
J A 青 年 部	142
J A 女 性 部	621
す い か 生 産 部 会	375
肉 用 牛 部 会	30
和 牛 改 良 組 合	22
酒 米 生 産 部 会	12
小 玉 す い か 振 興 部 会	38
果実選果施設・トマト振興部会	19
果実選果施設・もも振興部会	64
果実選果施設・りんご振興部会	61
果実選果施設・西洋梨振興部会	19
さくらんぼ専門部会連絡協議会	484
営 農 法 人 協 議 会	11 法人

6. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はなし。

7. 地区一覧

村山市、尾花沢市、大石田町

8. 沿線・あゆみ

平成7年4月1日、山形県内北村山地区の3総合JA（旧JA村山市、旧JA尾花沢市、旧JA大石田町）が合併して、みちのく村山農業協同組合を設立しました。

この地域は東の奥羽山脈と西の出羽丘陵に挟まれた村山盆地の北部に位置しています。中央部では最上川が南北に貫流し、その地域で形成された肥沃な扇状地は、地域農業に豊かな恵みをもたらしています。

またこの地域では、基幹である米づくりに、園芸や畜産などを加えた総合的な農業が営まれています。特に「夏すいか日本一」として銘柄が確立されている「尾花沢すいか」、山形県特産のさくらんぼ、ラ・フランスなどが生産され、さらに畜産では「総称山形牛」として、県内一の飼育頭数を誇る肥育牛団地を形成しています。

JAみちのく村山では、独自ブランドを確立するため、ハイテク技術を駆使した選果体制・基準の統一や共同施設の利用、一元集荷多元販売などを行い、生産コストの削減と農業所得の向上に取り組んでいます。

9. 店舗等のご案内

事務所・数		本店（１）・営農センター（３）・経済事業所（３）・支店（４）・店舗（４）		
種 別		名 称	所 在 地	摘 要
1	事務所	本店	村山市楯岡北町1-1-1	
2	事務所	村山営農センター	村山市楯岡北町1-1-1（本店内1階）	
3	事務所	村山経済事業所	村山市基点1052-3	
4	事務所	楯岡支店	村山市楯岡十日町6-35	
5	事務所	葉山支店	村山市大字白鳥3770	
6	事務所	尾花沢営農センター	尾花沢市新町5-7-39	
7	事務所	尾花沢経済事業所	尾花沢市新町5-8-71	
8	事務所	尾花沢支店	尾花沢市若葉町1-7-18	
9	事務所	大石田営農センター	大石田町大字大石田乙201-9	
10	事務所	大石田経済事業所	大石田町大字大石田乙201-9	
11	事務所	大石田支店	大石田町大字大石田乙201-9	
12	事務所	特販センター	村山市楯岡北町1-1-1	
13	店舗	J Aゲ リンおばなざわ	尾花沢市新町5-8-71	
14	店舗	J Aゲ リンおおいしだ	大石田町大字大石田乙201-9	
15	店舗	J Aゲ リンごてん	村山市基点1052-3	
16	店舗	J Aゲ リンたておか	村山市楯岡北町1-1-1	
17	葬祭ホール	みちのく葬祭ホールやすらぎ	尾花沢市新町5-7-39	
18	葬祭ホール	通夜室	尾花沢市新町5-7-39	
19	倉庫	零温雪室倉庫	村山市楯岡北町1-1-1	
20	倉庫	広域配送センター	村山市楯岡十日町6-35	
21	倉庫	中ノ段低温倉庫	尾花沢市新町5-8-1	
22	倉庫	福原低温倉庫	尾花沢市大字野黒沢97-3	
23	倉庫	大石田低温倉庫	大石田町桂木町7-1	
24	籾乾燥調製施設	村山市中央カントリーエレベーター	村山市楯岡北町1-1-1	
25	籾乾燥調製施設	大高根カントリーエレベーター	村山市大字富並字境の目7908	
26	籾乾燥調製施設	尾花沢カントリーエレベーター	尾花沢市新町5-11-3	
27	籾乾燥調製施設	大石田カントリーエレベーター	大石田町大字大石田字日照畑甲171	
28	育苗施設	村山市中央育苗センター	村山市楯岡北町1-1-1	利用組合
29	育苗施設	葉山育苗センター	村山市大字湯野沢3375	利用組合
30	育苗施設	戸沢育苗センター	村山市大字長善寺字仲田1635-2	利用組合
31	育苗施設	尾花沢育苗センター	尾花沢市大字尾花沢字横長根山5152-45	管理業務委託
32	育苗施設	大石田育苗センター	大石田町大字豊田1955-2	利用組合
33	選果施設	果実選果施設	村山市大字白鳥字秋山3832	
34	選果施設	東部すいか選果施設	尾花沢市新町5-7-39	
35	選果施設	西部すいか選果施設	大石田町大字大石田字日照畑甲171	
36	給油所	村山中央給油所	村山市楯岡北町1-1-1	*
37	給油所	基点給油所	村山市基点1052-3	*
38	給油所	大石田中央給油所	大石田町緑町9-4	*
39	給油所	福原給油所	尾花沢市大字野黒沢字西原607-1	*
40	給油所	尾花沢中央給油所	尾花沢市新町5-4647-3	*
41	車両センター	村山車両センター	村山市楯岡北町1-1-1	*
42	農機センター	村山農機センター	村山市楯岡北町1-1-1	*
43	農機センター	尾花沢農機車両センター	尾花沢市新町5-7-39	*
44	農機センター	大石田農機センター	大石田町大字大石田字佐田丁94	*

※適用欄の＊については、株式会社みちのくサービスに賃貸している施設。基点給油所と大石田中央給油所は、土地のみ賃借。